# 福井県薬局等許可審査基準および指導基準

平成26年6月12日 策定 平成26年11月25日 一部改正 平成27年4月10日 一部改正 平成30年3月15日 一部改正 平成31年4月1日 一部改正 令和3年8月1日 一部改正

福井県健康福祉部医薬食品·衛生課

# 目 次

<u>第1 目的</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	第8 店舗販売業 ・・・・・・・・・・・・・・・・39
<u>第2 _</u> 定義 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1 構造設備要件 ・・・・・・・・・・・・・・・39
<u>第3 薬局</u> ・・・・・・・・・・・・・・・2	2 業務体制要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・45
<u>1_構造設備要件</u> ・・・・・・・・・・・・・・・2	3 人的要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
<b>2</b> 業務体制要件 ・・・・・・・・・・・・・・・14	第9 卸売販売業 ・・・・・・・・・・・・・・・・50
3 人的要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21	1 構造設備要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・50
<u>第4</u> 地域連携薬局 ・・・・・・・・・・・・・・22	2 業務体制要件 ・・・・・・・・・・・・・・・54
<u>1</u> 構造設備等要件 ・・・・・・・・・・・・・・22	3 人的要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・57
2 人的要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・28	第10 管理者の兼務許可 ・・・・・・・・・・・・・58
<u>第5 専門医療機関連携薬局</u> ・・・・・・・・・・・・29	第11 高度管理医療機器等の販売業および貸与業 ・・・・・・・60
<u>1</u> 構造設備等要件 ・・・・・・・・・・・・・・29	1 構造設備要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・60
<b>2</b> 人的要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・35	2 人的要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
第6 薬局製造販売医薬品製造販売業 ・・・・・・・・・36	第12 再生医療等製品の販売業 ・・・・・・・・・・・・・63
<u>1</u> 人的要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・36	1 構造設備要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・63
第7 薬局製造販売医薬品製造業 ・・・・・・・・・・・37	2 人的要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
<u>1</u> 構造設備要件 ・・・・・・・・・・・・・・・37	第13 配置販売業 ・・・・・・・・・・・・・・・・66
<b>2</b> 人的要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・38	1 業務体制要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・66
	2 人的要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
	附 則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70

#### 第1目的

この基準は、薬局、地域連携薬局、専門機関連携薬局、薬局製造販売医薬品製造販売業、薬局製造販売医薬品製造業、医薬品の販売業、管理者の兼務、 高度管理医療機器または特定保守管理医療機器(以下「高度管理医療機器等」という。)の販売業または貸与業(以下「販売業等」という。)ならびに再 生医療等製品の販売業の許可および認定に係る審査基準および指導基準について定め、公正な許可事務を確保するとともに透明性の向上を図ることを目 的とする。

#### 第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 法令の規定 法令に定められた事項
- (2) 審査基準 行政手続法(平成5年法律第88号)第5条に定める審査基準であり、申請により求められた許認可等をするかどうかを法令の定めに 従って判断するために必要とされる基準を言う。
- (3) 指導基準 行政手続法第36条および福井県行政手続条例(平成7年福井県条例第31号)第34条の趣旨に基づき、統一的な行政指導を行うための 基準をいう。

#### <凡例>

法令等の引用に当たっては、次の略号を用いる。

## 第3 薬局

### 1 構造設備要件

1 件坦权佣女件		
法令の規定	審査基準	指導基準
1 薬局の構造設備が、厚生労働省令で定める		
基準に適合しないときは、許可を与えないこ		
とができる。(法第5条第1号)		
2 薬局の構造設備の基準は、次のとおりとす		
る。(構規第1条第1項)		
(1) 調剤された薬剤又は医薬品を購入し、又	1 販売・授与の対象としている者が容易に出入りでき	1 容易に出入りできる構造であるとは、薬局への出
は譲り受けようとする者が容易に出入りで	る構造であること。	入りのための手続に十数分もかかるものであっては
きる構造であり、薬局であることがその外		ならないこと。
観から明らかであること。	局や、通常人が立ち寄らないような場所に敢えて開設	
Jan 37, 31. 137 & 20	した薬局等、実店舗での対面による販売を明らかに想	
	定していないような薬局は認められない。	
(2) 換気が十分であり、かつ、清潔であること。		2 医薬品を貯蔵または陳列する場所は、温度、湿度
(1) DOMN 1 33 C 53 3 (1) - (1110) C 53 B C C 6		の管理が行えるよう空調設備または強制換気装置を
		設置すること。
		3 薬局の天井、床および壁等は、板張り、コンクリ
		ート、ガラスまたはこれに準ずる材質で、清掃が容
		易に行えるものであること。
(3) 当該薬局以外の薬局又は店舗販売業の店		4 住居または屋外等と区別する構造は、ガラス扉ま
舗(以下「店舗」という。)の場所、常時		たはドア等営業時間中に常時区別できるものとし、
居住する場所及び不潔な場所から明確に区		夜間等の営業時間外に閉めるシャッター以外のもの
別されていること。		とすること。
(4) 面積は、おおむね19.8平方メートル以上	2 薬局の面積の算定にあたっては次のとおりとすること。	5 更衣室、便所、事務室の面積は薬局の面積に含め
とし、薬局の業務を適切に行なうことがで		ないこと。
きるものであること。	の他当該薬局の業務に必要な物。以下第3において	6 医薬品以外の物を陳列、貯蔵する場合は、医薬品
	同じ。)の売場(医薬品等の貯蔵、陳列および販売ま	と明確に区別すること。
	たは交付をする場所をいう。以下第3において同じ。)	C MARKET PAN / WCC 0
	について内法面積を足し合わせたものとすること。	
	(2) 一の建物内に薬局および薬局以外の用に供される	   7 施設内薬局にあっては、薬剤師が適切に管理でき
	場所がある場合における当該薬局(以下「施設内薬	る面積に限定すること。
		と 国 項 に 民人 ) と こ 0

法令の規定	審査基準	指導基準
伝节の規定	周」という。)は、一般客の通路に使用されないよう、施設内薬局と施設内薬局に隣接する場所(以下第3において「隣接場所」という。)との間を壁の設置、医薬品等の陳列設備の配置または床面に線を引くことその他の方法により明確に区画した上で、面積を算定すること。  3 薬局の構造設備は、同一階層に連続して設置すること。ただし、やむを得ず、薬局の構造設備の一部を複数の階に分置して設置する場合であって、その分置が適正な薬局業務を遂行するうえで必要と認められ、かつ、次のいずれにも該当する場合はこの限りではない。 (1) 薬局の専用階段等によって患者等が移動できる構造であって、当該薬局の特造設備に行くことができる等、薬局としての同一性、連続性があること。この場合において、ビルの共用階段やデパート等の一般客用階段等は、当該薬局の専用階段とは見なさないこと。 (2) 当該薬局において常時調剤等の実務に従事している薬剤師によって、複数階にわたる当該薬局の業務の管理が十分適切に行うことができると認められる	8 施設内薬局と隣接場所(通路等の共用場所を除く。)との間は、壁の設置または医薬品等の陳列設備の配置により区画すること。  9 薬局の構造設備の一部を複数の階に分置して設置する場合には、分置された店舗の一方の床面積は、通路、階段、エレベーター部分等の面積を除いて少なくとも16.5平方メートル以上であること。 10 次の付帯設備等を設けること。 (1) 待合設備 (2) 調剤用医薬品の貯蔵設備 (3) 処方せんを受け付け、薬剤を交付する場所 (4) 更衣室、便所、事務室
(5) 医薬品を通常陳列し、又は調剤された薬剤若しくは医薬品を交付する場所にあつては60ルツクス以上、調剤台の上にあつては120ルツクス以上の明るさを有すること。		11 薬局の開店時間外には、その旨を薬局の入り口等に表示する等、容易に判別できるようにすること。

法令の規定	審査基準	指導基準
(6) 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、 又は授与する薬局にあつては、開店時間(規 則第1条第2項第2号に規定する開店時間 をいう。以下同じ。)のうち、要指導医薬 品又は一般用医薬品を販売し、又は授与し ない時間がある場合には、要指導医薬品又 は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付す る場所を閉鎖することができる構造のもの であること。	5 閉鎖することができる構造設備としては、シャッター、パーティション、チェーン等により物理的に遮断され、進入することが困難なものであることとし、可動式の構造設備の場合には、従事者以外の者が動かすことができないような措置を採ること。	12 閉鎖する際は、当該区画で医薬品の販売または授与を行えないことが明確に判別できるようにし、閉鎖した区画の入り口に専門家不在時の販売または授与は法に違反するためできない旨を表示すること。
(7) 冷暗貯蔵のための設備を有すること。	6 冷暗貯蔵のための設備は、電気またはガス冷蔵庫であること。	13 温度管理が必要な医薬品を取り扱う場合は、冷蔵庫に温度計を備えること。
(8) 鍵のかかる貯蔵設備を有すること。	7 鍵のかかる貯蔵設備は、スチール等の堅固な材質を 用い、固定されもしくは容易に移動することができな いものであること。	
(9) 貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から 明確に区別されていること。	8 貯蔵設備を設ける区域について、他の区域の床面と 色を変える、床面に線を引く、またはパーティション 等で区画する等により、明確に区別されていること。 なお、壁等で完全に区画されている必要はない。	
(II) 次に定めるところに適合する調剤室を有すること。     イ 6.6平方メートル以上の面積を有すること。     ロ 天井及び床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。	9 調剤室の構造設備は、次のとおりとすること。 (1) 天井、壁および床は、化学タイル、塩化ビニル製長尺シート等、ごみやほこりを生じにくい材質を使用し、衛生的に管理できること。 (2) 床面から天井まで壁等により区画し、出入口に扉を設けること。ただし、消防法の規定等やむを得ない理由により、天井まで区画ができない場合であって、保健衛生上支障がないと認められるときは、天井部分に若干の空間を設けても差し支えないこと。 (3) 換気が十分で、清掃しやすいこと。	14 調剤室の構造設備は、次のとおりとすること。 (1) 待合場所に面する調剤室の壁面は、調剤台の上部からおおむね1メートル以上の透明なガラス等とすることにより、患者が売場または待合設備等から調剤室内を見通すことのできる構造とすること。また、ガラス面に小窓等を設置する場合は、開口面積を必要最小限とし、かつ開閉式とすること。 (2) 売場または待合設備から見やすい場所に「調剤室」である旨の表示をすること。
	(4) 通路に使用されない構造であること。 (5) 調剤およびこれに使用した器具の洗浄等に必要な 給排水設備を有すること。	(3) 給水設備は、水道法に基づく水道、簡易水道ま たは専用水道等とすること。排水設備は、下水配

法令の規定	審査基準	指導基準
ハ 調剤された薬剤若しくは医薬品を購入 し、若しくは譲り受けようとする者又は 調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、 若しくは譲り受けた者若しくはこれらの 者によつて購入され、若しくは譲り受け られた医薬品を使用する者が進入するこ とができないよう必要な措置が採られて いること。	10 高度な無菌製剤処理を行う作業室(無菌調剤室)を 共同で利用する場合、次に掲げる要件を備えた無菌調 剤室を設けること。 (1) 高度な無菌製剤処理を行うために薬局内に設置された、他と仕切られた専用の部屋であること。無菌 製剤処理を行うための設備であっても、他と仕切られた専用の部屋として設置されていない設備については、無菌調剤室の室内の空気清浄度について、無菌製剤処理を行う際に、常時IS014644-1に規定するクラス7以上を担保できる設備であること。 (3) その他無菌製剤処理を行うために必要な器具、機材等を十分に備えていること。 11 購入者等が進入することができない必要な措置とは、カウンター等の通常動かすことのできない構造設備により遮断することで従事者以外の者が進入できないものであること。	管により薬局の外に直接排水できる設備とすること。 15 共同利用しない無菌調剤室であっても、共同利用の無菌調剤室の要件に準じて設けること。
二 薬剤師不在時間(規則第1条第2項第2号に規定する薬剤師不在時間をいう。以下同じ。)がある薬局にあつては、閉鎖できる構造であること。  (10-2) 薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、次に定めるところに適合するものであること。  イ 薬局製造販売医薬品を陳列するために必要な陳列棚その他の設備(以下「陳列設備」という。)を有すること。	12 閉鎖の方法については、原則、施錠することとし、 施錠が困難な場合は、シャッター、パーティション等 の構造設備により物理的に遮断され、社会通念上、進 入することが困難な方法により行うことが可能である こと。	

法令の規定	審査基準	指導基準
ロ 薬局製造販売医薬品を陳列する陳列設		
備から1.2メートル以内の範囲(以下「薬		
局製造販売医薬品陳列区画」という。)		
に医薬品を購入し、若しくは譲り受けよ		
うとする者又は医薬品を購入し、若しく		
は譲り受けた者若しくはこれらの者によ		
つて購入され、若しくは譲り受けられた		
医薬品を使用する者が進入することがで		
きないよう必要な措置が採られているこ		
と。ただし、薬局製造販売医薬品を陳列		
しない場合又は鍵をかけた陳列設備その		
他医薬品を購入し、若しくは譲り受けよ		
うとする者若しくは医薬品を購入し、若		
しくは譲り受けた者若しくはこれらの者		
によつて購入され、若しくは譲り受けら		
れた医薬品を使用する者が直接手の触れ		
られない陳列設備に陳列する場合は、こ		
の限りでない。		
ハ 開店時間のうち、薬局製造販売医薬品を		
販売し、又は授与しない時間がある場合		
には、薬局製造販売医薬品陳列区画を閉		
鎖することができる構造のものであるこ		
٤.		
(11) 要指導医薬品を販売し、又は授与する薬		
局にあつては、次に定めるところに適合す		
るものであること。		
イ 要指導医薬品を陳列するために必要な		
陳列棚その他の設備(以下「陳列設備」		
という。)を有すること。		
ロ 要指導医薬品を陳列する陳列設備から		
1.2メートル以内の範囲(以下「要指導医		
薬品陳列区画」という。)に医薬品を購		

法令の規定	審査基準	指導基準
入し、若しくは譲り受けようとする者又	радамена у	174 17 522 1
は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた		
者若しくはこれらの者によって購入され、		
若しくは譲り受けられた医薬品を使用す		
る者が進入することができないよう必要		
な措置が採られていること。ただし、要指		
導医薬品を陳列しない場合又は鍵をかけ		
た陳列設備その他医薬品を購入し、若し		
くは譲り受けようとする者若しくは医薬		
品を購入し、若しくは譲り受けた者若し		
くはこれらの者によつて購入され、若し		
くは譲り受けられた医薬品を使用する者		
が直接手の触れられない陳列設備に陳列		
する場合は、この限りでない。		
ハ 開店時間のうち、要指導医薬品を販売		
し、又は授与しない時間がある場合には、		16 閉鎖する際は、当該区画で医薬品の販売または授
要指導医薬品陳列区画を閉鎖することが		与を行えないことが明確に判別できるようにし、閉
できる構造のものであること。		鎖した区画の入り口に専門家不在時の販売または授
(12) 第一類医薬品を販売し、又は授与する薬		与は法に違反するためできない旨を表示すること。
局にあつては、次に定めるところに適合す		
るものであること。		
イ 第一類医薬品を陳列するために必要な		
陳列設備を有すること。		
ロ第一類医薬品を陳列する陳列設備から		
1.2メートル以内の範囲(以下「第一類医		
薬品陳列区画」という。)に医薬品を購		
入し、若しくは譲り受けようとする者又		
は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた		
者若しくはこれらの者によつて購入され、		
若しくは譲り受けられた医薬品を使用す		
る者が進入することができないよう必要		
な措置が採られていること。ただし、第一		

法令の規定	審査基準	指導基準
類医薬品を陳列しない場合又は鍵をかけ		
た陳列設備その他医薬品を購入し、若し		
くは譲り受けようとする者若しくは医薬		
品を購入し、若しくは譲り受けた者若し		
くはこれらの者によつて購入され、若し		
くは譲り受けられた医薬品を使用する者		
が直接手の触れられない陳列設備に陳列		
する場合は、この限りでない。		
ハ 開店時間のうち、第一類医薬品を販売		
し、又は授与しない時間がある場合には、		
第一類医薬品陳列区画を閉鎖することが		
できる構造のものであること。		
(13) 次に定めるところに適合する法第9条の	13 情報を提供し、指導を行うための設備は、相談カウ	17 情報を提供し、指導を行うための設備は、調剤室
4第1項及び第4項、第36条の4第1項及	ンター等、薬剤師または登録販売者と購入者が対面で	に設けた小窓等ではなく、法令の規定に適合する範
び第4項並びに第36条の6第1項及び第4	情報提供を行うことができる通常動かすことのできな	囲内に設置したカウンター等の通常動かすことので
項に基づき情報を提供し、及び指導を行う	いものであること。	きないものであること。
ための設備並びに法第36条の10第1項、第	14 情報を提供し、指導を行うための設備は、調剤され	
3項及び第5項に基づき情報を提供するた	た薬剤または要指導医薬品および第一類医薬品に係る	
めの設備を有すること。ただし、複数の設	情報提供に支障を生じない範囲内の場所にあること。	
備を有する場合は、いずれかの設備が適合		
していれば足りるものとする。		
イ 調剤室に近接する場所にあること。		
ロ 要指導医薬品を陳列する場合には、要		
指導医薬品陳列区画の内部又は近接する		
場所にあること。		
ハ 第一類医薬品を陳列する場合には、第		
一類医薬品陳列区画の内部又は近接する		
場所にあること。		
二 指定第二類医薬品(規則第1条第3項		
第5号に規定する指定第二類医薬品をい		
う。以下同じ。)を陳列する場合には、		
指定第二類医薬品を陳列する陳列設備か		

法令の規定	審査基準	指導基準
ら7メートル以内の範囲にあること。た		
だし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場		
合又は指定第二類医薬品を陳列する陳列		
設備から1.2メートル以内の範囲に医薬		
品を購入し、若しくは譲り受けようとす		
る者若しくは医薬品を購入し、若しくは		
譲り受けた者若しくはこれらの者によつ		
て購入され、若しくは譲り受けられた医		
薬品を使用する者が進入することができ		
ないよう必要な措置が採られている場合		
は、この限りでない。		
ホ 二以上の階に医薬品を通常陳列し、又		
は交付する場所がある場合には、各階の		
医薬品を通常陳列し、又は交付する場所		
の内部にあること。		
(4) 次に掲げる調剤に必要な設備及び器具を	15 薬局に備えるべき調剤に必要な設備および器具につ	
備えていること。ただし、イからカまでに	いては、次のとおりとすること。	
掲げる設備及び器具については、それぞれ	(1) 液量器については、小容量(50m未満)および中	
同等以上の性質を有する設備及び器具を備	~高容量(50∝以上)のものを各1つ以上備えるこ	
えていれば足りるものとする。	とが望ましいこと。	
イー液量器	(2) メスピペットに代えてディスポーザブルシリンジ	
口 温度計 (100度)	を用いる等、調剤に必要な書籍以外の設備および器	
ハー水浴	具について、同等以上の性質を有する設備および器	
二調剤台	具を備えていれば足りること。	
ホ 軟膏板		
へ 乳鉢(散剤用のもの)及び乳棒		
ト はかり (感量10ミリグラムのもの及び		
感量100ミリグラムのもの)		
チビーカー		
リーふるい器		
ヌ へら (金属製のもの及び角製又はこれ		
らに類するもの)		

法令の規定	審査基準	指導基準
法令の規定  ル メスピペット ヲ メスフラスコ又はメスシリンダー ワ 薬匙(金属製のもの及び角製又はこれに類するもの) カ ロート ヨ 調剤に必要な書籍(磁気デイスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製するものを含む。)	16 調剤に必要な書籍は、次のとおりとすること。	指導基準  18 調剤に必要な書籍は最新のものであること。  19 調剤を希望する者が自動車に乗ったまま処方せんの受け渡しや調剤された薬剤の交付を受けることができるいわゆるドライブスルーの構造がある場合は、上記に定めるもののほか、処方せん応需の際に十分な情報の収集と提供を行うことができるよう次の要件を備えていること。 (1) ドライブスルー専用の受付窓口または服薬指導窓口は次のとおりとすること。
		窓口は次のとおりとすること。 ア 調剤室の衛生を確保するため、調剤室と区別 した適当な場所に設けること。 イ 引き戸等で閉鎖できる構造とし、室内環境が 影響されないよう配慮した構造とすること。
		ウ ひさし等を設け風雨による影響を受けにくい構造とすること。 エ 受付時の薬歴管理や投薬時の服薬指導に支障を生ずることのないよう適当なカウンターを設けること。 オ 必要に応じて車に乗ったまま呼び出しを行え
		るインターホン等を設けること。 (2) 受付時の薬歴管理や投薬時の服薬指導に支障 を生ずることのないよう60ルックス以上の必要な 照明器具を設けること。

<b>注入の担</b> 党	<b>安木</b> 甘淮	<b>投</b> 道甘淮
法令の規定  (5) 営業時間のうち、特定販売(規則第1条第2項第4号に規定する特定販売を場定を場所である場所では、都道所県知事又は厚生労働大臣を販売の実施方法に関する適切な監督をしために必要な設備を備えていること。  3 放射性医薬品(放射性医薬品の製造医薬前のほどの変素のほどののほか、次に対しるののほか、次に対しるののほか、次に対しるののほか、なければなりであるとこのが対性を薬品をがあるない。に対し、原生労働にでない。に構規第1条第2項) (1) 地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けられていること。 (2) 主要構造部等(建築基準法第2条第5号に規定するを有し、が対けられていること。(2) 主要構造部等(建築基準法内部が大構開項に対しては、建築基準法施行の教育102条第1項に規定する特定の対価に該当する防火機関項に対しては、対していること。ただし、放射性医薬品を対価性の対価性の構造の容器に入れて保管する場合は、この限りでない。	審査基準  17 必要な設備とは、次に掲げる全ての設備を備えること。 (1) 映像を撮影するためのデジタルカメラ等 (2) 撮影した映像を電子メールで送信するためのパソコンやインターネット回線等 (3) 現状についてリアルタイムでやり取りができる電話機および電話回線	指導基準 (3) 車の進入経路(進行方向等)の表示(明示)、 駐車場の確保等付近の交通に支障を生じない対策を講ずること。 (4) 法第9条の5に規定する掲示内容が確認できるよう必要な措置を講ずること。 20 左記の全てを組み合わせた設備、例えばカメラ付き携帯電話も可とする。ただし、特定販売のみを行う時間内に薬局内に設置しておくこと。

法令の規定	審査基準	指導基準
(3) 次の線量を、それぞれについて厚生労働		
大臣が定める線量限度以下とするために必		
要な遮蔽壁その他の遮蔽物が設けられてい		
ること。		
イ 貯蔵室内の人が常時立ち入る場所にお		
いて人が被曝するおそれのある放射線の		
線量		
ロ 貯蔵室の境界における放射線の線量		
(4) 人が常時出入りする出入口は、一箇所で		
あること。		
(5) 扉、蓋等外部に通ずる部分には、鍵その		
他閉鎖のための設備又は器具が設けられて		
いること。		
(6) 別表に定めるところにより、標識が付さ		
れていること。		
(7) 放射性医薬品による汚染の広がりを防止す		
るための設備又は器具が設けられていること。		
4 放射性物質又は放射性物質によつて汚染さ		
れた物の廃棄を行う薬局の廃棄設備の基準に		
ついては、構規第9条第1項第4号の規定を		
準用する。この場合において、同号二の(4)		
中「作業室、試験検査室」とあるのは「調剤		
室」と読み替えるものとする。(構規第1条第		
3項)		
5 放射性医薬品を密封された状態でのみ取り		
扱う薬局において、放射性医薬品の容器又は		
被包の表面の線量率が厚生労働大臣が定める		
線量率を超える場合には、次に定めるところ		
に適合する調剤室を有しなければならない。		
(構規第1条第4項)		
(1) 3(1)(2)(4)(5)および(7)に定めるところに適		
合すること。		

法令の規定	審査基準	<b> </b>
(2) 3(3)の基準に適合する遮蔽壁その他の遮蔽物が設けられていること。 6 放射性医薬品を密封されていない状態で取り扱う薬局の構造設備の基準については、構規第9条(第1項第3号及び第4号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「第6条及び第7条」とあるのは、「第1条第1項、第2項及び第3項」と、同項第2号中「放射性医薬品を取り扱う薬局内の放射性物質を取り扱う場所」と、同号、中「作業室及び試験検査室」とあるのは「調剤室」と読み替えるものとする。 7 薬局開設者は、自ら視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師若しくは登録販売者であるとき、又はその薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者が視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有するときは、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、必要な設備の設置その他の措置を講じなければならない。(規則第15条の10)		指導基準  21 薬剤師または登録販売者が次の障害を有する者に該当する場合は、障害の内容および程度を勘案した上で、それぞれ各号に規定する設備を設けること。 (1) 視覚の障害を有する者 拡大器等 (2) 聴覚もしくは言語障害または音声機能の障害を有する者 ファクシミリ装置等

# 2 業務体制要件

2 未物件的女厅	1-2	TP /# ## /#F
法令の規定	審査基準	指導基準
1 その薬局において医薬品の調剤及び販売又		
は授与の業務を行う体制が厚生労働省令で定		
める基準に適合しないときは、許可を与えな		
いことができる。(法第5条第2号)		
2 薬局において調剤及び調剤された薬剤又は		
医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の基		
準は、次に掲げる基準とする。(体制省令第1		
条)		
(1) 薬局の開店時間内は、常時、当該薬局に		
おいて調剤に従事する薬剤師が勤務してい		
ること。		
(2) 当該薬局において、調剤に従事する薬剤		1 薬剤師の員数の算定方法は、次のとおりとする。
師の員数が当該薬局における1日平均取扱		(1) 常勤薬剤師(原則として薬局で定めた就業規則
処方箋数(前年における総取扱処方箋数(前		に基づく薬剤師の勤務時間(以下「薬局で定める
年において取り扱つた眼科、耳鼻咽喉科及		勤務時間」という。)の全てを勤務する者である
び歯科の処方箋の数にそれぞれ3分の2を		が、1 週間の薬局で定める勤務時間が32時間未満
乗じた数とその他の診療科の処方箋の数と		の場合は32時間以上勤務している者を常勤とす
の合計数をいう。)を前年において業務を		る。)を1とする。
行つた日数で除して得た数とする。ただし、		(2) 非常勤薬剤師は、その勤務時間を1週間の薬局
前年において業務を行った期間がないか、		で定める勤務時間により除した数とする。ただし、
又は3箇月未満である場合においては、推		1週間の薬局で定める勤務時間が32時間未満と定
定によるものとする。)を40で除して得た		められている場合は、換算する分母は32時間とす
数(その数が1に満たないときは1とし、そ		る。
の数に1に満たない端数が生じたときは、		
その端数は1とする。)以上であること。		
(3) 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売		
し、又は授与する薬局にあつては、要指導		
医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授		
与する営業時間内は、常時、当該薬局にお		
いて医薬品の販売又は授与に従事する薬剤		
師が勤務していること。		

法令の規定	審査基準	指導基準
法令の規定  (4) 第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、 又は授与する薬局にあつては、第二類医薬 品又は第三類医薬品を販売し、又は授与す る営業時間内は、常時、当該薬局において 医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又 は登録販売者が勤務していること。	審査基準	指導基準
(5) 営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内は、調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者から相談があつた場合に、法第9条の4第4項、第36条の4第4項、第36条の6第4項又は第36条の		
10第5項の規定による情報の提供又は指導を行うための体制を備えていること。 (6) 当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数(規則第1条第5項第2号に規定する週当たり勤務時間数をいい、特定販売のみに従事する勤務時間数を除く。以下この条及び次条において同じ。)の総和が、当該薬局の開店時間の一週間の総和以上であること。 (7) 1日当たりの薬剤師不在時間は、4時間	1 調剤に従事しない薬剤師がいる場合は、調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和には加えないこと。	
(1) 1日当たりの条剤師不任時間は、4時間 又は当該薬局の1日の開店時間の2分の1 のうちいずれか短い時間を超えないこと。 (8) 薬剤師不在時間内は、法第7条第1項又 は第2項の規定による薬局の管理を行う薬 剤師が、薬局不在時間内に当該薬局におい て勤務している従事者と連絡ができる体制 を備えていること。		

法令の規定	審査基準	指導基準
(9) 薬剤師不在時間内に調剤を行う必要が生		加州在十
じた場合には近隣の薬局を紹介すること又		
は調剤に従事する薬剤師が速やかに当該薬	対し、薬剤師不在時間内には必要に応じて紹介等を行	
局に戻ることその他必要な措置を講じる体	う旨を説明し了解を得ることにより、連携体制を構築	
制を備えていること。	しておくこと。	
(10) 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売	3 要指導医薬品または一般用医薬品の販売または授与	
し、又は授与する薬局にあつては、当該薬	に従事しない薬剤師がいる場合は、要指導医薬品また	
局において要指導医薬品又は一般用医薬品	は一般用医薬品の販売または授与に従事する薬剤師の	
の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録	週当たり勤務時間数の総和には加えないこと。	
販売者の週当たり勤務時間数の総和を当該		
薬局内の要指導医薬品の情報の提供及び指		
導を行う場所(構規第1条第1項第13号に		
規定する情報を提供し、及び指導を行うた		
めの設備がある場所をいう。第9号におい		
て同じ。) 並びに一般用医薬品の情報の提供		
を行う場所(構規第1条第1項第13号に規		
定する情報を提供するための設備がある場		
所をいう。第9号において同じ。)の数で除		
して得た数が、要指導医薬品又は一般用医		
薬品を販売し、又は授与する開店時間の一		
週間の総和以上であること。		
明 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売	2117 1 - 211 211 221 221 221 221 221 221 221	
し、又は授与する薬局にあつては、当該薬	に従事しない薬剤師がいる場合は、要指導医薬品また	
局において要指導医薬品又は第一類医薬品	は第一類医薬品の販売または授与に従事する薬剤師の	
の販売又は授与に従事する薬剤師の週当た	週当たり勤務時間数の総和には加えないこと。	
り勤務時間数の総和を当該薬局内の要指導		
医薬品の情報の提供及び指導を行う場所並		
びに第一類医薬品の情報の提供を行う場所		
の数で除して得た数が、要指導医薬品又は		
第一類医薬品を販売し、又は授与する開店		
時間の一週間の総和以上であること。		
[12] 調剤の業務に係る医療の安全を確保する		

法令の規定	審査基準	指導基準
ため、指針の策定、従事者に対する研修の		
実施その他必要な措置が講じられているこ		
と。		
(3) 法第9条の4第1項及び第4項の規定に		
よる情報の提供及び指導その他の調剤の業		
務(調剤のために使用される医薬品の貯蔵		
に関する業務を含む。)に係る適正な管理を		
確保するため、指針の策定、従事者に対す		
る研修の実施その他必要な措置が講じられ		
ていること。		
(4) 医薬品を販売し、又は授与する薬局にあ		
つては、法第36条の4第1項及び第4項並	報提供その他の調剤の業務に係る適正な管理および医	
びに第36条の6第1項及び第4項の規定に	薬品の情報提供その他の医薬品の販売または授与の業	
よる情報の提供及び指導並びに法第36条の		
10第1項、第3項及び第5項の規定による情	う。)を確保するための指針には、次の事項を含むこと。	
報の提供その他の医薬品の販売又は授与の	(1) 薬局における業務の適正管理等を確保するための	
業務(医薬品の貯蔵及び要指導医薬品又は	基本的な考え方に関すること。	
一般用医薬品を販売し、又は授与する開店		
時間以外の時間における対応に関する業務		
を含む。)に係る適正な管理を確保するため、	こと。	
指針の策定、従事者に対する研修(特定販売などのでは、特定販売に関す		
売を行う薬局にあつては、特定販売に関す る研修を含む。)の実施その他必要な措置が		
る研修を含む。) の美地での他必要な措直が 講じられていること。		
<ul><li>3 2(12)から(4)までに掲げる薬局開設者が講じ</li></ul>	6 薬局の管理者は、調剤の業務に係る医療の安全、調	   2 管理者は、常勤であり、派遣社員でないこと。
る Z個から側までに拘りる架局開設有が講し なければならない措置には、次に掲げる事項	の 業局の管理有は、調剤の業務に係る医療の女生、調 剤された薬剤の情報提供その他の調剤の業務に係る適	2   官理有は、吊動であり、派追任員でないこと。
なり40はなりなど指しには、外に拘りる事項を含むものとする。	正な管理を確保するために必要な指導等を行うこと。	
(1) 医薬品の使用に係る安全な管理(以下「医	正な自座を確保するために必要な指导等を行うこと。	
薬品の安全使用」という。) のための責任者		
衆中の女主使用」という。)のための具任有 の設置		
(2) 従事者から薬局開設者への事故報告の体		
制の整備		

<b>社人の担</b> 点	安长甘鄉	14.7荣 井 <i>浓</i> t
法令の規定	審査基準	指導基準
③ 医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入		
ることができる者の特定		
(4) 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤	7 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤および医薬	3 要指導医薬品または第一類医薬品を販売等する場
及び医薬品の情報提供のための業務に関す	品の情報提供のための業務に関する手順書には、次の	合には、登録販売者または一般従事者が情報提供を
る手順書の作成及び当該手順書に基づく業	事項を含むこと。	行うことがないよう、登録販売者または一般従事者
務の実施	(1) 薬局で取り扱う医薬品の購入に関する事項	から薬剤師への伝達の体制およびその方法を手順書
	(2) 医薬品の管理に関する事項(医薬品の保管場所、	に記載すること。
	法令により適切な管理が求められている医薬品(麻	4 第二類医薬品または第三類医薬品を販売等する場
	薬・向精神薬、覚醒剤原料、毒薬・劇薬、特定生物	合には、一般従事者が情報提供を行うことがないよ
	由来製品、要指導医薬品、第一類医薬品、指定第二	う、一般従事者から薬剤師または登録販売者への伝
	類医薬品等)の管理方法等)	達の体制およびその方法を手順書に記載すること。
	(3) 一連の調剤の業務に関する事項(患者情報(薬剤	5 無菌製剤処理を行う場合は、その取扱い方法を手
	の服用歴、医療機関の受診等)の収集、疑義照会方	順書に記載すること。
	法、調剤方法、調剤器具・機器の保守・点検、処方	
	せんや調剤薬の監査方法、患者に対する服薬指導方	
	法等)および医薬品の販売および授与の業務に関す	
	る事項(購入者等情報の収集、医薬品の情報提供方	
	法等)	
	(4) 医薬品情報の取扱い(安全性・副作用情報の収集、	
	管理、提供等)に関する事項(在宅患者への医薬品	
	使用に関する事項を含む。)	
	(5) 事故発生時の対応に関する事項(事故報告の体制	
	の整備、事故事例の収集の範囲、事故後対応等)	
	(6) 他施設(医療機関、薬局等)との連携に関する事項	
	(7) 従事者に対する研修の実施に関する事項。	
	なお、従事者に対する研修は、薬局開設者が自ら	
	実施するほか、薬局開設者が委託する薬局または薬	
	剤師に関する団体等(当該薬局開設者または当該団	
	体等が委託する研修の実績を有する団体等を含む。)	
	が実施する研修を充てることができること。	
(5) 調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に		6 適正な管理のための業務に関する手順書には、次
係る適正な管理のための業務に関する手順		の事項を盛り込むべきであること。

法令の規定	審査基準	指導基準
書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施	(自) 基本中	(1) 医薬品の譲受時は、納品された製品が正しいこと、目視できるような損傷を受けていないことなどを確認すること。 (2) 偽造医薬品の混入や開封済みの医薬品の返品を防ぐための、返品の際の取扱い。 (3) 貯蔵設備に立ち入ることができる者の範囲と立ち入る際の方法。 (4) 医薬品の譲渡時は、全ての供給品において、規則第14条第1号から第6号に定められた事項(一般用医薬品については第2号および第3号を除く。同条第2項ただし書の規定により同項の確認を行わないこととされた場合には、第6号のうち氏名または名称以外の事項を除く。)等を記載した文書(例えば納品書)を同封すること。 (5) 製造販売業者により医薬品に施された封を開封して販売・授与する場合(調剤の場合を除く。)等を記載した文書(例えば納品書)を同封すること。 (6) 製造販売業者により医薬品に施された封を開封して販売・授与する場合には、当該分割販売を行う薬局の氏名または名称ならびに分割販売を行う薬局の氏名または名称ならびに分割販売を行う薬局の名名または名称ならびに分割販売を行う薬局の名の、外観から調剤済みと分かるような措置を消じること。 (7) 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順(仕入れの経緯の確認、販売・輸送の中断、隔離、行政機関への報告等)。 (8) その他、偽造医薬品の流通防止に向け、医薬品の取引状況の継続的な確認や自己点検の実施等。(9) 購入者等の適切性の確認や返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断等、管理者の責任において行う業務の範囲。
(6) 薬剤師不在時間がある薬局にあつては、	8 適正な管理のための業務に関する手順書には、当該	

法令の規定	審査基準	指導基準
薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施	薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載すること。 (1) 薬局不在時間内の調剤室の閉鎖に関すること。なお、薬剤師不在時間内は、薬剤師以外の従事者を調剤室に立ち入らせないようにするとともに、薬局医薬品を調剤室以外の場所に貯蔵する場合には、薬剤師以外の従事者が手に取らないよう、手順書に明記すること。 (2) 薬剤師不在時間に係る掲示事項に関すること。 (3) 薬剤師不在時間内における、薬局の管理者による管理に関すること。 (4) 薬剤師不在時間内の登録販売者による第2類・第3類医薬品の販売に関すること。	7 薬剤師不在時間内に一般従事者のみが勤務し、介護用品および衛生材料等を販売することを妨げるものではないが、この場合、薬局開設者は、調剤室の閉鎖に加え、要指導医薬品または一般用医薬品を通常陳列し、または交付する場所を閉鎖しなければならないこと。また、閉鎖した区画の入口に、専門家不在時の要指導医薬品および一般用医薬品の販売または授与は法に違反するためできない旨を表示すること。
(7) 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤 及び医薬品の情報提供及び指導のために必 要となる情報の収集その他調剤の業務に係 る医療の安全及び適正な管理並びに医薬品 の販売又は授与の業務に係る適正な管理の 確保を目的とした改善のための方策の実施	(5) 薬剤師不在時間内に調剤を行う必要が生じた場合の対応に関すること	8 薬剤師が薬局に戻った後に調剤するため、薬局の 従事者が患者の同意を得て処方せんを預かる場合に は、封筒等に入れて保管する等、従事者に対する研 修の中で個人情報の取扱い等について周知し、その 取扱いには十分配慮させること。 9 手順書は必要に応じて見直しを行うこと。 10 医薬品の安全使用のための責任者等は、従事者が 手順書に基づき適切に業務を実施しているかを定期 的に確認するとともに、確認内容を記録すること。

# 3 人的要件

法令の規定	審査基準	指導基準
1 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業	田旦公子	11 7 年
務に責任を有する役員を含む。)が、次のイからトまでの		
いずれかに該当するときは、許可を与えないことができ		
る。(法第5条第3号)		
イ 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取		
消しの日から3年を経過していない者		
ロ 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、		
取消しの日から3年を経過していない者		
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は		
執行を受けることがなくなつた後、3年を経過してい		
ない者		
ニ イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、		
麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他		
薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づ		
く処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を		
経過していない者		
ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		
へ 心身の障害により薬局開設者の業務を適正に行うこ		
とができない者として厚生労働省令で定めるもの		
(規則第8条)		
精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正		
に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を		
適切に行うことができない者		
ト薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及		
び経験を有すると認められない者		

### 第4 地域連携薬局

1 構造設備等要件

1 構造設備等要件		
法令の規定	審査基準	指導基準
1 構造設備が、薬剤及び医薬品について情報の提供又は 薬学的知見に基づく指導を受ける者(「利用者」という。) の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生 労働省令で定める基準に適合するものであること。 (1) 利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく	1 「座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受	1 薬剤師の対応方法についても薬局内
指導を受けることができる、間仕切り等で区切られた 相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏えいしな いよう配慮した設備を有すること。	けることができる」とは、椅子の設置のほか、あらかじめ椅子を設置できない場合は、椅子に座って相談を受けられる旨を利用者の見やすい場所へ掲示する等の措置を講じたものをいう。  2 相談窓口その他の区画は、次のとおりとし、利用者が安心して相談でき、薬剤師がより丁寧に服薬指導が実施できる設備とすること。 (1) 薬局内に設けること。 (2) 間仕切りにより相談窓口を区切る場合、相談できるスペースを十分に確保すること。 (3) 他の利用者の目線や動線に配慮した配置とすること。 (4) 情報提供や服薬指導の内容等が他の利用者に聞き取られないよう配慮した設備とすること。 (5) 他の利用者の待合場所とカウンターの距離を離すこ	で周知し、利用者が安心できる環境を確保すること。
<ul><li>(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。</li></ul>	と。 3 「高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造」とは、 次のような構造をいう。 (1) 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すり を設置すること。 (2) 入口に段差がないこと。 (3) 車いすでも来局可能な構造であること。	
2 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	•	
(1) 薬局開設者が、過去1年間(当該薬局を開設して1	4 「地域包括ケアシステムの構築に資する会議」とは、	2 地域の活動状況により、「地域包括ケ

法令の規定	審査基準	指導基準
法令の規定 年に満たない薬局においては、開設から認定の申請までの期間。)において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の48第1項に規定する会議その他の地域包括ケアシステム(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。以下同じ。)の構築に資する会議に継続的に参加させていること。  (2) 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。	審査基準 次の活動その他の地域包括ケアシステムの構築のための、地域住民を含む地域における総合的なチーム医療・介護の活動をいう。 (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)で規定され、市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議 (2) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)で規定され、介護支援専門員が主催するサービス担当者会議 (3) 地域の多職種が参加する退院時カンファレンス	アシステム構築に資する会議」への参加要請が少ない場合には、積極的な働きかけ等を行い、参加できるよう対応すること。  3 医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者との間で随時報告及び連絡することができる体制の例は次のとおりである。 (1)ハイリスク薬等を服用する外来の利用者の服薬情報や副作用の発生の有無などの服薬情報を医療機関に勤務する医師、薬剤師等へ提供する。 (2)入院時、入院前の利用者の服薬情報等の医療機関の医師や薬剤師等へ提供する。 (3)退院時カンファレンスに参加し、医療機関の医師や薬剤師から入院時の服薬情報や退院後の療養上の留意点等につ
(3) 薬局開設者が、過去1年間において、当該薬局にお	5 「過去1年間」とは、認定申請又は認定更新申請の前	いて必要な指示・情報提供等を受ける。 (4)在宅医療の際、服薬状況等を把握し、 利用者に必要となる薬剤や医療材料等 の情報とともに医療機関の医師や薬剤 師等に提供する。
いて薬事に関する実務に従事する薬剤師に利用者の薬 剤及び医薬品の使用に関する情報について地域におけ	月までの過去1年間をいう。 6 「報告及び連絡させた実績」は、次に掲げるものであ	4 審査基準6(1)~(4)はいずれかのみを

Y A D H C	安木甘油	松举其继
法令の規定	審査基準	指導基準
る医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対 して月平均30回以上報告及び連絡させた実績があるこ	ること。 (1) 利用者の入院に当たって情報共有を行った実績	行うのではなく、満遍なく行うこと。
	(1) 利用有の人院に当たって情報共有を行った美績(2) 医療機関からの退院に当たって情報共有を行った実	
と。	(2) 医療機関からの退院に当たつ(情報共有を行った美	
	(3) 外末の利用有に関して医療機関と目報共用を11つに美	
	傾	
	書を医療機関へ提出して情報共有を行った実績	
	7 「報告及び連絡させた実績」は、当該薬局の薬剤師が、	
	服薬指導等から得られた情報を基に、処方した医師にと	
	って薬剤の適正使用に必要な情報をとりまとめ、医療機	
	関に勤務する薬剤師等に文書(地域情報連携ネットワー	
	ク等を含む。)を用いて提供する等、当該薬剤師の主体	
	的な情報収集等により、報告及び連絡したものであるこ	
	と。	
	ただし、医療機関から行われる利用者の検査値等のみ	
	の情報提供や、利用者の情報を含まない医療機関及び薬	
	局の施設等に係る情報提供、服用中の薬剤に係るお薬手	
	帳への記載及び薬剤師法(昭和35年法律第146号)	
	の規定に基づく疑義照会は、本規定における報告及び連	
	絡させた実績には含まれない。	
(4) 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務		5 地域における他の薬局への報告及び
に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に		連絡を行う対応手順等を業務手順書に
関する情報について地域における他の薬局に対して報		規定しておくこと。
告及び連絡することができる体制を備えていること。		
3 地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤 及び調剤された薬剤の販売及け類を の業務な行る体制が		
及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、 厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。		
厚生力側有でである基準に適合するものであること。 (1) 開店時間外であっても、利用者からの薬剤及び医薬	   8 利用者又はその家族等に対し、薬局の開店時間外に、	
(I) 開店時間外であっても、利用有からの条利及の医案 品に関する相談に対応する体制を備えていること。	6 利用有文はその家族寺に対し、栗周の開店時間外に、  当該薬局の薬剤師に直接相談できる連絡先、注意事項等	
	について説明する文書(薬袋を含む。)を交付できるこ	
	と。	

法令の規定	審査基準	指導基準
(2) 休日及び夜間であっても、調剤の求めがあつた場合には、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。 (3) 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。 (4) 薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第1号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第3条第1項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。	9 休日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日)及び夜間(午後6時から翌日の午前8時まで(土曜日の場合は、正午以降))における調剤を応需可能な薬局を案内することができること。 10 医薬品を提供する場合の具体的な手順を示した手順書を備えていること。	6 へき地、過疎地域等であって、日常生活圏域(中学校区)及び近接する日常生活圏域に対応可能な他の薬局が存在しない場合には、柔軟な対応が可能である。 7 薬局の在庫として保管する医薬品の情報を近隣薬局に提供する等周知することが望ましい。
(5) 無菌製剤処理を実施できる体制(第11条の8第1項 ただし書の規定により他の薬局の無菌調剤室を利用し て無菌製剤処理を実施する体制を含む。)を備えている こと。	とにより無菌製剤処理を実施できること。	
(6) 薬局開設者が、医療安全対策に係る事業に参加することその他の医療安全対策を講じていること。	13 過去1年間(認定申請(認定更新申請を含む。)の前 月までの過去1年間。ただし、当該薬局を開設して1年 に満たない薬局においては、開設から認定申請までの期 間)に取組実績があること。	<ul> <li>8 「医療安全対策を講じていること」とは、次のような取組その他これらに準ずる取組のいずれかを実施していることをいう。</li> <li>(1) 医薬品等に係る副作用報告の報告実績があること。</li> <li>(2) 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の事業参加薬局となっていること。</li> <li>(3) 市販直後調査に協力していること。</li> <li>(4) 医薬品リスク管理計画(RMP)</li> </ul>

法令の規定	審査基準	指導基準
(7) 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して1年以上常勤として勤務している者であること。	14 「常勤」とは、原則として、当該薬局に週当たり32時間以上勤務している場合が該当する。 15 「継続して1年以上常勤として勤務」とは、原則として認定申請又は認定更新申請の前月までに1年以上常勤として当該薬局に勤務している場合が該当する。	に基づく患者向け資料を活用した服薬指導を実施していること。 (5) 医薬品医療機器情報配信サービス(PMDAメディナビ)を活用した服薬指導等を実施していること。 9 勤務する薬剤師が、育児休業、介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法」という。)に基づき所定労働時間が変に基づき所定労働時間があれば常勤として取り扱うものとする。 10 常勤として勤務して取り扱うものとする。 10 常勤として勤務している薬剤に当び、を籍期間中に労働基準法(昭和22年は年第49号)に基づくな薬剤によび、当該株業を取りますが、大切で、当該株業を取りますが、大切では、当該株業を取りによる、当時のでは、当該株業を取りによる、当時の対象となる薬剤師として取ります。
(8) 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者であること。	16 「地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者」とは、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱」(平成28年2月12日薬生発0212第8号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知別添)に基づき研修実施機関から健康サポート薬局に係る研修を修了した者として、修了証の交付を受けた者であること。 17 16の研修修了証は申請時点で有効なものであること。 18 「常勤」とは、14と同様であること。	り扱って差し支えない。
(9) 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に	19 過去1年間のうち、全ての薬剤師が1回以上受講して	11 外部研修が望ましい

法令の規定	<b>宝木</b> 甘淮	<b>松道甘淮</b>
佐事する全ての薬剤師に対し、1年以内ごとに、前号	審査基準いること。ただし、当該薬局に継続して勤務した期間が	指導基準
(ルサ) の主くの楽剤師に対し、1年以内ことに、前方 の研修又はこれに準ずる研修を計画的に受けさせてい	いること。たたし、ヨ該衆局に継続して勤務した期間か     1年に満たない者であって、過去1年間のうち1回以上	
の研修文はこれに準する研修を計画的に支げさせていること。	「平に個にない者であって、週去「平间のすら」回以上     受講していない者については、継続して勤務した期間が	
S ⊂ C₀	文講していない名については、極続して勤務した期間が   1年に達する日までに受講を計画していること。	
	7 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
	20 あらかじめ研修計画が作成され、日時、参加者等が記	
(4) 火ま英見ない。マ英東に関わり中登に公東より英文的に	載された研修実施記録が保存されていること。	
当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師		
が、過去1年間において、地域における他の医療提供施	月までの過去1年間をいう。	
設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項		
に規定する医療提供施設をいう。以下同じ。)に対し、	安全性の情報や特徴、後発医薬品の品質に関する情報や	
医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。	製剤の工夫等の特徴等、医薬品の適正使用に関する情報	
	を過去1年間のうち1回以上提供していること。	
4 居宅等(薬剤師法(昭和35年法律第146号)第22条に規定		
する居宅等をいう。以下同じ。)における調剤並びに情		
報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚		
生労働省令で定める基準に適合するものであること。		
(1) 居宅等(薬剤師法第22条に規定する居宅等をいう。以		
下同じ。)における調剤並びに情報の提供及び薬学的知		
見に基づく指導について、過去1年間において月平均		
2回以上実施した実績があること。ただし、都道府県	行った回数とし、複数の利用者が入居している施設を訪	
知事が別に定める場合にあっては、月平均2回未満で	問した場合は、調剤の業務並びに情報の提供及び薬学的	
あって当該都道府県知事が定める回数以上実施した実	知見に基づく指導を行った人数にかかわらず1回とする	
績があることをもつてこれに代えることができる。	こと。また、同一人物に対する同一日の訪問は、訪問回	
	数にかかわらず1回とすること。	
	25 地域の特段の事情により、法令の規定回数を満たすこ	
	とが困難な場合には、ただし書きを適用する。	
(2) 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売		
業の許可を受け、訪問診療を利用する者に対し必要な		
医療機器及び衛生材料を提供するための体制を備えて		
いること。		

# 2 人的要件

法令の規定	審査基準	指導基準
1 申請者が、第75条第4項又は第5項の規定によりそ	<b>甘且坐</b> 牛	旧寺巫牛
の受けた認定を取り消され、その取消しの日から3年を		
経過しない者であるときは、地域連携薬局の認定を与え		
ないことができる。		
2 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業		
務に責任を有する役員を含む。)が、次のイからトまで		
のいずれかに該当するときには、地域連携薬局の認定を		
与えないことができる。		
イ 第75条第1項の規定により許可を取り消され、取		
消しの日から3年を経過していない者		
ロ 第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、		
取消しの日から3年を経過していない者		
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は		
執行を受けることがなくなった後、3年を経過してい		
ない者		
ニ イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、		
麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法(昭和		
25年法律第303号)その他薬事に関する法令で政		
令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その		
違反行為があつた日から2年を経過していない者		
ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		
へ 心身の障害により薬局開設者の業務を適正に行うこ		
とができない者として厚生労働省令で定めるもの		
ト薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及		
び経験を有すると認められない者		

### 第5 専門医療機関連携薬局

1 構造設備等要件

法令の規定	審査基準	指導基準	
(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。 (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。		1 薬剤師の対応方法についても薬局内で周知し、利用者が安心できる環境を確保すること。	
2 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。 (1) 薬局開設者が、過去1年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、利用者の治療方針を共有するために傷病の区分に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関(以下「当該医療機関」という。)との間で開催される会議に継続的に参加させていること。	4 専門的な医療の提供等を行う医療機関は、次に掲げる 傷病の区分に応じた医療機関をいう。 (1) がん 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等及び 本県が専門的ながん医療を提供するものとして認めた医 療機関	2 参加の頻度については、医療機関に おける会議の開催状況を踏まえつつ、 薬局として参加すべきものを検討した うえで積極的に関わっていくこと。	

法令の規定	審査基準	指導基準
(3) 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について当該医療機関に勤務することができる体制を備えていること。  (3) 薬局開設者が、過去1年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局を利用する傷病の区分に該当する者のうち半数以上の者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について当該医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して報告及び連絡させた実績があること。	5 「過去1年間」とは、認定申請又は認定更新申請の前月までの過去1年間をいう。 6 「傷病の区分に該当する者」は、次に掲げる傷病の区分に応じた者をいう。 (1) がん 抗がん剤や支持療法に必要な薬剤を用いてがん治療を受けている者 7 「報告及び連絡させた実績」は、当該薬局の薬剤師が、服薬指導等から得られた情報を基に、処方した医師にとって薬剤の適正使用に必要な情報をとりまとめ、医療機関に勤務する薬剤師等に文書(地域情報連携ネットワーク等を含む。)を用いて提供する等、当該薬剤師の主体的な情報収集等により、報告及び連絡したものであること。	19年基準 3 随時報告及び連絡することができる 体制を備えていることとは、例えば、 以下に掲げる体制を構築し、実施していることが求められるものであること。 (1) がん治療を行った医療機関における患者の治療方針(レジメン等)を 理解し、当該患者の服薬情報を把握するとともに、副作用等の必要療機関の必要な機関の必要な機関のとともに、がん治療に保る医療機関の医師、薬剤師等に提供すること。 (2) 外来化学療法で治療を受けする際には、主治医の指示等に基づいて居宅等を訪問する薬局の薬剤師が適切に薬学的管理を行うため、専門医療機関の治療方針や服薬情報を当該薬局に提供すること。

法令の規定	審査基準	指導基準
(4) 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に 従事する薬剤師が当該薬局を利用する傷病の区分に該 当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報につい て地域における他の薬局に対して報告及び連絡するこ とができる体制を備えていること。 3 専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行	を定し、医療機関から行われる利用者の検査値等のみの情報提供や、利用者の情報を含まない医療機関及び薬局の施設等に係る情報提供、服用中の薬剤に係るお薬手帳への記載及び薬剤師法(昭和35年法律第146号)の規定に基づく疑義照会は、本号に基づく情報の報告及び連絡させた実績には含まれない。	4 地域における他の薬局への報告及び 連絡を行う対応手順等を業務手順書に 規定しておくこと。
<ul> <li>う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</li> <li>(1) 開店時間外であっても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。</li> <li>(2) 休日及び夜間であっても、調剤の求めがあつた場合には、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。</li> <li>(3) 在庫として保管する傷病の区分に係る医薬品を、必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制な機能を対している。</li> </ul>	8 利用者又はその家族等に対し、薬局の開店時間外に、 当該薬局の薬剤師に直接相談できる連絡先、注意事項等 について説明する文書(薬袋を含む。)を交付できること。 9 休日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法 律第178号)に規定する休日、1月2日及び3日並びに 12月29日、30日及び31日)及び夜間(午後6時から翌日の 午前8時まで(土曜日の場合は、正午以降))における 調剤を応需可能な薬局を案内することができること。 10 傷病の区分に係る医薬品を提供する場合の具体的な手 順を示した手順書を備えていること。	5 へき地、過疎地域等であって、日常生活圏域(中学校区)及び近接する日常生活圏域に対応可能な他の薬局が存在しない場合には、柔軟な対応が可能である。 6 薬局の在庫として保管する傷病の区分に係る医薬品の情報を近隣薬局に提供する質問がある。
を備えていること。 (4) 薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法第2条第1号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第3条第1項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。		供する等周知することが望ましい 。

法令の規定	審査基準	指導基準
(5) 医療安全対策に係る事業への参加その他の医療安全対	11 過去1年間(認定申請(認定更新申請を含む。)の前	7 「医療安全対策を講じていること」
策を講じていること。	月までの過去1年間。ただし、当該薬局を開設して1年	とは、次のような取組その他これらに
	に満たない薬局においては、開設から認定申請までの期	準ずる取組のいずれかを実施している
	間)に取組実績があること。	ことをいう。
		(1) 医薬品等に係る副作用報告の報告
		実績があること。
		(2) 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分
		析事業の事業参加薬局となっている
		(3) 市販直後調査に協力していること。
		(4) 医薬品リスク管理計画 (RMP)
		に基づく患者向け資料を活用した服
		薬指導を実施していること。
		(5) 医薬品医療機器情報配信サービス
		(PMDAメディナビ)を活用した
(6) 火鉄英円に登場して大型数して大型英型にの火料以上	10 「農場」には「原則し」マール鉄準円に関火さり00	服薬指導等を実施していること。
(6) 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上 が、当該薬局に継続して1年以上常勤として勤務して	12 「常勤」とは、原則として、当該薬局に週当たり32 時間以上勤務している場合が該当する。	8 勤務する薬剤師が、育児休業、介護 休業等育児又は家族介護を行う労働者
か、ヨ該条何に継続して1年以上吊勤として勤務している者であること。	13 「継続して1年以上常勤として勤務」とは、原則とし	の福祉に関する法律(平成3年法律第
いる有じめること。	13	76号。以下「育児・介護休業法」とい
	として当該薬局に勤務している場合が該当する。	う。)に基づき所定労働時間が短縮され
	こして日政栄用に勤労している場合が該目する。	ている場合は、週32時間未満であって
		も常勤として取り扱って差し支えない。
		当分の間は、週24時間以上かつ週4日
		以上の勤務であれば常勤として取り扱
		うものとする。
		9 常勤として勤務している薬剤師が、
		在籍期間中に労働基準法(昭和22年法
		律第49号)に基づく産前休業若しくは
		産後休業又は育児・介護休業法に基づ
		を
		た場合は、当該休業期間を除いた期間
		に勿口は、コ欧州未別則で係いた期間

V. A. 19-1	The state of the s	HANG HANG
法令の規定	審査基準	指導基準
		に1年以上常勤として勤務していれば、
		当該規定の対象となる薬剤師として取
		り扱って差し支えない。
(7) 傷病の区分に係る専門性の認定を受けた常勤の薬剤師	14 「専門性」とは、次に掲げる傷病の区分に応じた専門	
を配置していること。	性をいう。	
当該薬局において専門的な薬学的知見に基づく調剤	(1) がん	
及び指導を行う薬剤師は、次に掲げる基準に適合す	抗がん剤の化学療法の知識のほか、支持療法で用い	
るものとして厚生労働大臣に届け出た団体により、	る薬剤も含め、がんの薬物療法全般に係る専門性	
傷病の区分に係る専門性の認定(以下単に「専門性	15 「常勤」とは、12と同様であること。	
の認定」という。)を受けた薬剤師であること。		
一 学術団体として法人格を有していること。		
二 会員数が1,000人以上であること。		
三 専門性の認定に係る活動実績を5年以上有し、かつ、		
当該認定の要件を公表している法人であること。		
四 専門性の認定を行うに当たり、医療機関における実		
地研修の修了、学術雑誌への専門性に関する論文の		
掲載又は当該団体が実施する適正な試験への合格そ		
の他の要件により専門性を確認していること。		
五 専門性の認定を定期的に更新する制度を設けている		
こと。		
六 当該団体による専門性の認定を受けた薬剤師の名簿		
を公表していること。		
(8) 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に	16 過去1年間のうち、全ての薬剤師が1回以上受講して	10 外部研修が望ましい。
従事する全ての薬剤師に対し、一年以内ごとに、傷病	いること。ただし、当該薬局に継続して勤務した期間が	
の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指	1年に満たない者であって、過去1年間のうち1回以上	
導に関する研修を計画的に受けさせていること。	受講していない者については、継続して勤務した期間が	
	1年に達する日までに受講を計画していること。	
(9) 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師	17 あらかじめ研修計画が作成され、日時、参加者等が記	
が、地域における他の薬局に勤務する薬剤師に対して、	載された研修実施記録が保存されていること。	
傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及	18 過去1年間のうち1回以上実施すること。ただし、当	
び指導に関する研修を継続的に行っていること。	該薬局を開設して1年に満たない場合であって、過去1	
	年間のうち1回以上実施していない場合は、当該薬局を	

法令の規定	審査基準	指導基準
(10) 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去1年間において、地域における他の医療提供施設に対し、傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。		

# 第6 薬局製造販売医薬品製造販売業

1 中語者(申語者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)が、次のイからトまでのいずれかに該当するときは、許可を与えないことができる。(法第12条の2第3号) イ 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの目から3年を経過していない者 ロ 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの目から3年を経過していない者 ・ 禁駆したの無に対しの利に処せられ、その執行を終わり、又は 物行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者 ・ 不から小までに該当する者を除くほか、この法律、	注令の担定	案	指導基準
	務に責任を有する役員を含む。)が、次のイからトまでのいずれかに該当するときは、許可を与えないことができる。(法第12条の2第3号) イ 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 ロ 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者 ニ イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者 ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 へ 心身の障害により薬局製造販売業者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの(規則第8条) 精神の機能の障害により薬局製造販売医薬品製造販売業者の業務を適正に行うことができない者 東局製造販売と薬品製造販売と薬品製造販売業者の業務を適切に行うことができない者	審查基準	指導基準

#### 第7 薬局製造販売医薬品製造業

法令の規定	審査基準	指導基準
1 薬局製造販売医薬品の製造所の構造設備	<b>金里在中</b>	11 特基中
1 条荷製垣販売医業品の製垣所の構垣設備 が、厚生労働省令で定める基準に適合しない		
か、厚生力側有ってためる基準に適合しないときは、許可を与えないことができる。(法第		
13条第5項)		
2 次に掲げる試験検査に必要な設備及び器具		
を備えていること。ただし、試験検査台につ		
いては、調剤台を試験検査台として用いる場合では、ごうないでは、調剤台を試験検査台として用いる場合では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		
合であって、試験検査及び調剤の双方に支障		
がないと認められるとき、二、ホ、ト及びリ		
に掲げる設備及び器具については、厚生労働		
大臣の登録した試験検査機関を利用して自己		
の責任において試験検査を行う場合であって、		
支障がなく、かつ、やむを得ないと認められ		
るときは、この限りでない。(構規第1条)		
イ 顕微鏡、ルーペ又は粉末X線回折装置		
口 試験検査台		
ハデシケーター		
ニ はかり (感量1ミリグラムのもの)		
ホ 薄層クロマトグラフ装置		
へ 比重計又は振動式密度計		
ト pH計		
チ ブンゼンバーナー又はアルコールランプ		
リー崩壊度試験器		
ヌー融点測定器		
ル 試験検査に必要な書籍	1 試験検査に必要な書籍は、薬局製剤に関するものと	1 試験検査に必要な書籍は最新のものであること。
	すること。	

法令の規定	審査基準	指導基準
1 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業		
務に責任を有する役員を含む。)が、次のイからトまでの		
いずれかに該当するときは、許可を与えないことができ		
る。(法第13条第6項)		
イ 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、		
取消しの日から3年を経過していない者		
ロ 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消さ		
れ、取消しの日から3年を経過していない者		
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又		
は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過し		
ていない者		
ニ イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、		
麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その		
他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに		
基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から		
2年を経過していない者		
ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		
へ 心身の障害により薬局製造販売医薬品製造業者の		
業務を適正に行うことができない者として厚生労働		
省令で定めるもの		
(規則第8条)		
精神の機能の障害により薬局製造販売医薬品製		
造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認		
知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		
ト 薬局製造販売医薬品製造業者の業務を適切に行う ことができる知識及び経験を有すると認められない		
ことかできる知識及び控練を有すると認められない 者		
검		

# 第8 店舗販売業

1 押坦权佣安计		
法令の規定	審査基準	指導基準
1 店舗の構造設備が、厚生労働省令で定める		
基準に適合しないときは、許可を与えないこ		
とができる。(法第26条第2項第1号)		
2 店舗の構造設備の基準は、次のとおりとす		
る。(構規第2条)		
(1) 医薬品を購入し、又は譲り受けようとす	1 販売・授与の対象としている者が容易に出入りでき	1 容易に出入りできる構造であるとは、店舗への出
る者が容易に出入りできる構造であり、店	る構造であること。	入りのための手続に十数分もかかるものであっては
舗であることがその外観から明らかである	また、店舗である旨がその外観から判別できない店	ならないこと。
۲ کی	舗や、通常人が立ち寄らないような場所に敢えて開設	
	した店舗等、実店舗での対面による販売を明らかに想	
	定していないような店舗は認められない。	
(2) 換気が十分であり、かつ、清潔であること。	The second secon	   2 医薬品を貯蔵または陳列する場所は、温度、湿度
(1) 10000 100 1000 1000 1000 1000 1000 1		の管理が行えるよう空調設備または強制換気装置を
		設置すること。
		3 店舗の天井、床および壁等は、板張り、コンクリ
		ート、ガラスまたはこれに準ずる材質で、清掃が容
		易に行えるものであること。
(3) 当該店舗以外の店舗又は薬局の場所、常		4 住居または屋外等と区別する構造は、ガラス扉ま
時居住する場所及び不潔な場所から明確に		たはドア等営業時間中に常時区別できるものとし、
区別されていること。		夜間等の営業時間外に閉めるシャッター以外のもの
ENICHOCK SCC.		とすること。
(4) 面積は、おおむね13.2平方メートル以上	   2 店舗の面積の算定にあたっては次のとおりとすること。	5 更衣室、便所、事務室の面積は店舗の面積に含め
とし、店舗販売業の業務を適切に行うこと	(1) 店舗の面積は、医薬品等(医薬品その他当該店舗	ない。
ができるものであること。	の業務に必要な物。以下第6において同じ。)の売場	6 医薬品以外の物を陳列、貯蔵する場合は、医薬品
7 CC 0 000 CU/0 CC	(医薬品等の貯蔵、陳列および販売または交付をす	
	る場所をいう。以下第6において同じ。)について内	C 234BEC ENG / D C C 0
	という。メースのにないでは、これについている。 ・ 法面積とすること。	
	(2) 一の建物内に店舗および店舗販売業以外の用に供	   7 施設内店舗にあっては、店舗管理者が適切に管
	される場所がある場合における当該店舗(以下「施	理できる面積に限定すること。
		上 く で 3 国項に既任 1 3 年 2 。

法令の規定	審査基準	指導基準
/2	設内店舗」という。)は、一般客の通路に使用されないよう、施設内店舗と施設内店舗に隣接する場所(以下第6において「隣接場所」という。)との間を壁の設置、医薬品等の陳列設備の配置または床面に線を引くことその他の方法により明確に区画した上で、面積を算定すること。	
	3 店舗の構造設備は、同一階層に連続して設置すること。ただし、やむを得ず、店舗の構造設備の一部を複数の階に分置して設置する場合であって、その分置が適正な医薬品の販売業務を遂行するうえで必要と認められ、かつ、次のいずれにも該当する場合はこの限りではない。 (1) 店舗の専用階段等によって客等が移動できる構造であって、当該店舗の外部にでることなく、他の階等にある当該店舗の構造設備に行くことができる等、	9 店舗の構造設備の一部を複数の階に分置して設置する場合には、分置された店舗の一方の床面積は、通路、階段、エレベーター部分等の面積を除いて少なくとも13.2平方メートル以上であること。
	店舗としての同一性、連続性があること。この場合において、ビルの共用階段やデパート等の一般客用階段等は、当該店舗の専用階段とは見なさないこと。 (2) 店舗管理者によって、複数階にわたる当該店舗の業務の管理が十分適切に行うことができると認められるものであること。 4 店舗の開店時間外には店舗全体を施錠できる構造であること。ただし、施設内店舗にあって、当該施設内店舗のみを閉鎖する場合には、当該施設内店舗と隣接場所との間をシャッター、パーティション等の設置により、物理的に区別し、従業員以外の者が進入することができないよう、必要な措置が採られていること。	10 店舗の開店時間外には、その旨を店舗の入り口等に表示する等、容易に判別できるようにすること。
(5) 医薬品を通常陳列し、又は交付する場所 にあつては60ルツクス以上の明るさを有す ること。 (6) 開店時間のうち、要指導医薬品又は一般 用医薬品を販売し、又は授与しない時間が	<ul><li>5 閉鎖することができる構造設備としては、シャッター、パーティション、チェーン等により物理的に遮断</li></ul>	11 閉鎖する際は、当該区画で医薬品の販売または授 与を行えないことが明確に判別できるようにし、閉

法令の規定	審査基準	指導基準
ある場合には、要指導医薬品又は一般用医	され、進入することが困難なものであることとし、可	鎖した区画の入り口に専門家不在時の販売または授
薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉	動式の構造設備の場合には、従事者以外の者が動かす	与は法に違反するためできない旨を表示すること。
鎖することができる構造のものであること。	ことができないような措置を採ること。	
(7) 冷暗貯蔵のための設備を有すること。た	6 冷暗貯蔵のための設備は、電気またはガス冷蔵庫で	
だし、冷暗貯蔵が必要な医薬品を取り扱わ	あること。	庫に温度計を備えること。
ない場合は、この限りでない。		
(8) 鍵のかかる貯蔵設備を有すること。ただ	7 鍵のかかる貯蔵設備は、スチール等の堅固な材質を	
し、毒薬を取り扱わない場合は、この限り	用い、固定されもしくは容易に移動することができな	
でない。	いものであること。	
(9) 貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から	8 貯蔵設備を設ける区域について、他の区域の床面と	
明確に区別されていること。	色を変える、床面に線を引く、またはパーティション	
	等で区画する等により、明確に区別されていること。	
(14) 亜化道医薬日が眠事! カは極たみでは	なお、壁等で完全に区画されている必要はない。	
知 要指導医薬品を販売し、又は授与する店 舗にあつては、次に定めるところに適合す	9 購入者等が進入することができない必要な措置とは、 カウンター等の通常動かすことのできない構造設備に	
間にめりでは、外に定めるところに適合 9 るものであること。	より遮断することで従事者以外の者が進入できないも	
イ 要指導医薬品を陳列するために必要な	より感例することで促動者以外の者が遅れてきないも   のであること。	
陳列設備を有すること。	<i>∞, (ω, ω, ω</i>	
ロ 要指導医薬品陳列区画に医薬品を購入		
し、若しくは譲り受けようとする者又は		
医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者		
若しくはこれらの者によつて購入され、		
若しくは譲り受けられた医薬品を使用す		
る者が進入することができないよう必要		
な措置が採られていること。ただし、要		
指導医薬品を陳列しない場合又は鍵をか		
けた陳列設備その他医薬品を購入し、若		
しくは譲り受けようとする者若しくは医		
薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若		
しくはこれらの者によつて購入され、若		
しくは譲り受けられた医薬品を使用する		

者が直接手の触れられない陳列設備に陳

N. A. IH.I.		Hanki Hanki.
法令の規定	審査基準	指導基準
列する場合は、この限りでない。		
ハ 開店時間のうち、要指導医薬品を販売		13 閉鎖する際は、当該区画で医薬品の販売または授
し、又は授与しない時間がある場合には、		与を行えないことが明確に判別できるようにし、閉
要指導医薬品陳列区画を閉鎖することが		鎖した区画の入り口に専門家不在時の販売または授
できる構造のものであること。		与は法に違反するためできない旨を表示すること。
(11) 第一類医薬品を販売し、又は授与する店		
舗にあつては、次に定めるところに適合す		
るものであること。		
イ 第一類医薬品を陳列するために必要な		
陳列設備を有すること。		
ロ 第一類医薬品陳列区画に一般用医薬品		
を購入し、若しくは譲り受けようとする		
者又は一般用医薬品を購入し、若しくは		
譲り受けた者若しくはこれらの者によつ		
て購入され、若しくは譲り受けられた一		
般用医薬品を使用する者が進入すること		
ができないよう必要な措置が採られてい		
ること。ただし、第一類医薬品を陳列し		
ない場合又は鍵をかけた陳列設備その他		
一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受		
けようとする者若しくは一般用医薬品を		
購入し、若しくは譲り受けた者若しくは		
これらの者によつて購入され、若しくは		
譲り受けられた一般用医薬品を使用する		
者が直接手の触れられない陳列設備に陳		
列する場合は、この限りでない。		
ハ 開店時間のうち、第一類医薬品を販売		14 閉鎖する際は、当該区画で医薬品の販売または授
し、又は授与しない時間がある場合には、		与を行えないことが明確に判別できるようにし、閉
第一類医薬品陳列区画を閉鎖することが		鎖した区画の入り口に専門家不在時の販売または授
できる構造のものであること。		与は法に違反するためできない旨を表示すること。
(12) 次に定めるところに適合する法第36条の	10 情報を提供するための設備は、相談カウンター等、	15 情報を提供するための設備に薬剤師または登録販
6第1項及び第4項に基づき情報を提供し、	薬剤師または登録販売者と購入者が対面で情報提供を	売者が常駐しない場合には、購入者等が薬剤師また

<b>社会の担</b> 党	宏大甘淮	<b>化溢甘</b>
法令の規定	審査基準	指導基準
及び指導を行うための設備並びに法第36条	行うことができる通常動かすことのできないものであ	は登録販売者の居場所を容易に把握できる、もしく
の10第1項、第3項及び第5項に基づき情	ること。	は薬剤師または登録販売者を呼び出すことができる
報を提供する設備を有すること。ただし、	11 情報を提供するための設備は、第一類医薬品に係る	ような設備を有すること。
複数の設備を有する場合は、いずれかの設	情報提供に支障を生じない範囲内の場所にあること。	
備が適合していれば足りるものとする。		
イ 要指導医薬品を陳列する場合には、要		
指導医薬品陳列区画の内部又は近接する		
場所にあること。		
ロ 第一類医薬品を陳列する場合には、第		
一類医薬品陳列区画の内部又は近接する		
場所にあること。		
ハ 指定第二類医薬品を陳列する場合には、	12 購入者等が進入することができない必要な措置とは、	
指定第二類医薬品を陳列する陳列設備か	カウンター等の通常動かすことのできない構造設備に	
ら7メートル以内の範囲にあること。た	より遮断することで従事者以外の者が進入できないも	
だし、かぎをかけた陳列設備に陳列する	のであること。	
場合又は指定第二類医薬品を陳列する陳		
列設備から1.2メートル以内の範囲に一		
般用医薬品を購入し、若しくは譲り受け		
ようとする者若しくは一般用医薬品を購		
入し、若しくは譲り受けた者若しくはこ		
れらの者によつて購入され、若しくは譲		
り受けられた一般用医薬品を使用する者		
が進入することができないよう必要な措		
置が採られている場合は、この限りでない。		
ハ 二以上の階に要指導医薬品又は一般用		
医薬品を通常陳列し、又は交付する場所		
がある場合には、各階の要指導医薬品又		
は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付		
する場所の内部にあること。		
(13) 営業時間のうち、特定販売のみを行う時	13 必要な設備とは、次に掲げる全ての設備を備えるこ	16 左記の全てを組み合わせた設備、例えばカメラ付
間がある場合には、都道府県知事又は厚生	と。	き携帯電話も可とする。ただし、特定販売のみを行
労働大臣が特定販売の実施方法に関する適	(1) 映像を撮影するためのデジタルカメラ等	う時間内に店舗内に設置しておくこと。

法令の規定	審査基準	指導基準
法令の規定 切な監督を行うために必要な設備を備えていること。  3 店舗販売業者は、自ら視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師若しくは登録販売者であるとき、又はその店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者が視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有するときは、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、必要な設備の設置その他の措置を講じなければならない。(規則第142条において準用する第15条)	審査基準  (2) 撮影した映像を電子メールで送信するためのパソコンやインターネット回線等  (3) 現状についてリアルタイムでやり取りができる電話機および電話回線	指導基準  17 薬剤師または登録販売者が次の障害を有する者に該当する場合は、障害の内容および程度を勘案した上で、それぞれ各号に規定する設備を設置すること。 (1) 視覚の障害を有する者 拡大器等 (2) 聴覚若しくは言語障害または音声機能の障害を有する者 ファクシミリ装置等

# 2 業務体制要件

法令の規定	審査基準	指導基準
1 薬剤師又は登録販売者を置くことその他そ		
の店舗において医薬品の販売又は授与の体制		
が適切に医薬品を販売し、又は授与するため		
に必要な基準として厚生労働省令で定めるも		
のに適合しないときは、許可を与えないこと		
ができる。(法第26条第4項第2号)		
2 店舗において医薬品の販売又は授与の業務		
を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。		
(体制省令第2条)		
(1) 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、		
又は授与する店舗にあつては、要指導医薬		
品又は第一類医薬品を販売し、又は授与す		
る営業時間内は、常時、当該店舗において		
薬剤師が勤務していること。		
(2) 第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、		
又は授与する営業時間内は、常時、当該店		
舗において薬剤師又は登録販売者が勤務し		
ていること。		
(3) 営業時間又は営業時間外で相談を受ける		
時間内は、医薬品を購入し、若しくは譲り		
受けようとする者又は医薬品を購入し、若		
しくは譲り受けた者若しくはこれらの者に		
よつて購入され、若しくは譲り受けられた		
医薬品を使用する者から相談があつた場合		
に、法第36条の6第4項又は第36条の10第		
5項の規定による情報の提供又は指導を行		
うための体制を備えていること。		
(4) 当該店舗において、要指導医薬品又は一		
般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤		
師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の		
総和を当該店舗内の要指導医薬品の情報の		

法令の規定	審査基準	指導基準
提供及び指導を行う場所(構規第2条第12	<b>福旦至于</b>	旧书签书
号に規定する情報を提供し、及び指導を行		
うための設備がある場所をいう。以下(6)に		
おいて同じ。)並びに一般用医薬品の情報		
の提供を行う場所(構規第2条第12号に規		
定する情報を提供し、及び指導を行うため		
の設備がある場所をいう。以下(6)において		
同じ。) の数で除して得た数が、要指導医		
薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与		
する開店時間の1週間の総和以上であること。		
(5) 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、		
又は授与する店舗にあつては、当該店舗に		
おいて要指導医薬品又は第一類医薬品の販		
売又は授与に従事する薬剤師の週当たり勤		
務時間数の総和を当該店舗内の要指導医薬		
品の情報の提供及び指導を行う場所並びに		
第一類医薬品の情報の提供を行う場所の数		
で除して得た数が、要指導医薬品又は第一		
類医薬品を販売し、又は授与する開店時間		
の1週間の総和以上であること。		
(6) 法第36条の6第1項及び第4項の規定に		
よる情報の提供及び指導並びに法第36条の	には、次の事項を含むこと。	
10第1項、第3項及び第5項の規定による		
情報の提供その他の要指導医薬品及び一般		
用医薬品の販売又は授与の業務(要指導医薬品及び一般用医薬品の貯蔵並びに要指導		
乗品及い一板用医薬品の <u>財</u> 属业のに要相导 医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授	(3) 14刑目で第2余弟2頃合方に足める事項に関すること。	
医楽品又は一板用医楽品を販売し、又は役 与する開店時間以外の時間における対応に		
関する業務を含む。)に係る適正な管理(以		
下「要指導医薬品等の適正販売等」という。)		
を確保するため、指針の策定、従事者に対		
する研修(特定販売を行う店舗にあつては、		

法令の規定	審査基準	指導基準
特定販売に関する研修を含む。)の実施その他必要な措置が講じられていること。 3 2(6)に掲げる店舗販売業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。 (1) 従事者から店舗販売業者への事故報告の体制の整備 (2) 医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定	2 店舗管理者は、要指導医薬品等の適正販売等を確保するために必要な指導等を行うこと。	1 店舗管理者は、常勤であり、派遣社員でないこと。
(3) 要指導医薬品等の適正販売等のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施	3 医薬品の適正販売等のための業務に関する手順書には、次の事項を含むこと。 (1) 要指導医薬品等の購入に関する事項。 (2) 要指導医薬品等の管理に関する事項(医薬品の保管場所、法令により適切な管理が求められている医薬品(毒薬・劇薬、要指導医薬品、第一類医薬品、指定第二類医薬品等)の管理方法等)。 (3) 要指導医薬品等の販売および授与の業務に関する事項(購入者等情報の収集、医薬品の情報提供方法等)。 (4) 要指導医薬品等情報の取扱い(安全性・副作用情報の収集、管理、提供等)に関する事項。 (5) 事故発生時の対応に関する事項(事故報告の体制の整備、事故事例の収集の範囲、事故後対応等)。 (6) 従事者に対する研修の実施に関する事項。なお、従事者に対する研修に関する事項。なお、従事者に対する研修に関する事項。方業に関するほか、店舗販売業者が委託する店舗販売業に関する団体等(当該店舗販売業者または当該団体等が委託する研修の実績を有する団体等を含む。)が実施する研修を充てることができること。	2 要指導医薬品または第一類医薬品を販売等する場合には、登録販売者または一般従事者が情報提供を行うことがないよう、登録販売者または一般従事者から薬剤師への伝達の体制およびその方法を手順書に記載すること。 3 第二類医薬品または第三類医薬品を販売等する場合には、一般従事者が情報提供を行うことがないよう、一般従事者が情報提供を行うことがないよう、一般従事者が情報提供を行うことがないよう、一般従事者が情報提供を行うことがないよった。 4 医薬品の適正販売等のための業務に関すること。 (1) 医薬品の譲受時は、納品された製品が正しいこと、目視できるような損傷を受けていないことなどを確認すること。 (2) 偽造医薬品の混入や開封済みの医薬品の返品を防ぐための、返品の際の取扱い。 (3) 貯蔵設備に立ち入ることができる者の範囲と立ち入る際の方法。 (4) 医薬品の譲渡時は、全ての供給品において、規則第146条第1号から第4号までに定められた事項(ただし、同条第2項ただし書の規定により同項の確認を行わないこととされた場合には、第4号のうち氏名または名称以外の事項を除く。)等

法令の規定	審査基準	指導基準
(4) 要指導医薬品等の適正販売等のために必要となる情報の収集その他要指導医薬品等の適正販売等の確保を目的とした改善のための方策の実施		(5) 製造販売業者により医薬品に施された封を開封して販売・授与する場合(調剤の場合を除く。)には、医薬品の容器等に、当該分割販売を行う者の氏名または名称ならびに分割販売を行う薬局の名称および所在地を記載すること。 (6) 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順(仕入れの経緯の確認、販売・輸送の中断、隔離、行政機関への報告等)。 (7) その他、偽造医薬品の流通防止に向け、医薬品の取引状況の継続的な確認や自己点検の実施等。 (8) 購入者等の適切性の確認や返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断等、管理者の責任において行う業務の範囲。 5 手順書は必要に応じて見直しを行うこと。

法令の規定	審査基準	指導基準
1 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業		, = .
務に責任を有する役員を含む。)が、次のイからトまでの		
いずれかに該当するときは、許可を与えないことができ		
る。(法第26条第5項)		
イ 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、		
取消しの日から3年を経過していない者		
ロ 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消さ		
れ、取消しの日から3年を経過していない者		
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又		
は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過し		
ていない者		
ニ イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、		
麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その		
他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに		
基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から		
2年を経過していない者		
ホー麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		
へ 心身の障害により店舗販売業者の業務を適正に行		
うことができない者として厚生労働省令で定めるも の		
(規則第8条)		
精神の機能の障害により店舗販売業者の業務を		
適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思		
通血に行うに当たって必要な認知、判断及び思心 疎通を適切に行うことができない者		
ト 店舗販売業者の業務を適切に行うことができる知		
識及び経験を有すると認められない者		
ENOTE THE PROPERTY OF THE PROP		

# 第9 卸売販売業

1 件坦权佣安件		
法令の規定	審査基準	指導基準
1 卸売販売業の営業所(以下第7および第8		
において単に「営業所」という。) の構造設備		
が、厚生労働省令で定める基準に適合しない		
ときは、許可を与えないことができる。(法第		
34条第3項)		
2 営業所の構造設備の基準は、次のとおりと		
する。(構規第3条)		
(1) 換気が十分であり、かつ、清潔であるこ		1 営業所内の床、壁等の材質は、清掃が容易に行え
と。		るようなものであること。
(2) 当該営業所以外の営業所の場所、常時居		2 住居または屋外等と区別する構造は、ガラス扉ま
住する場所及び不潔な場所から明確に区別		たはドア等営業時間中に常時区別できるものとし、
されていること。		夜間等の営業時間外に閉めるシャッター以外のもの
		とすること。
(3) 面積は、おおむね100平方メートル以上	1 営業所の面積は、内法面積とすること。	3 更衣室、便所、事務室の面積は営業所の面積に含
とし、卸売販売業の業務を適切に行うこと	2 営業所の開店時間外には営業所全体を施錠できる構	めない。(ただし、事務室については、審査基準2
ができるものであること。	造であること。	に該当する場合を除く。)
ただし、医薬品を衛生的に、かつ、安全	3 次に掲げる区分に該当する営業所(複数の区分に該	
に保管するのに支障がなく、かつ、やむを	当する場合を含む。以下「例外的卸売販売業」という。)	
得ないと認められるときは、この限りでな	の面積は、13.2平方メートル以上とすること。	
V <sub>0</sub>	(1) 次の医薬品のみを販売または授与する卸売販売業	
	(以下「特定品目卸」という。)	
	ア製造専用医薬品	
	イ 化学製品等の製造原料である重曹、ブドウ糖、	
	乳糖等の医薬品	
	ウ ワクチン、血液製剤等の生物学的製剤	
	エ 指定卸売医療用ガス類	
	才 指定卸売歯科用医薬品	
	カ その他業態からみて品目が特定される医薬品(検	
	査用試薬等の診断用薬、防疫用薬剤等の公衆衛生	

法令の規定	審査基準	指導基準
(4) 医薬品を通常交付する場所は、60ルツクス以上の明るさを有すること。 (5) 冷暗貯蔵のための設備を有すること。ただし、冷暗貯蔵が必要な医薬品を取り扱わない場合は、この限りでない。 (6) 鍵のかかる貯蔵設備を有すること。ただし、毒薬を取り扱わない場合は、この限りでない。	用薬等) (2) 医薬品の製造販売業者またはこれらの子会社の営業所等で医薬品のサンプル (体外診断用医薬品のサンプルを含む。)のみを取り扱う卸売販売業(以下「サンプル卸」という。) (3) 体外診断用医薬品(体外診断用医薬品のサンプルを含む。)のみを販売または授与する卸売販売業(以下「体外診断用医薬品卸」という。) (4) 医薬品の取扱量(医薬品の在庫金額をいう。)がおおむね1億円以下の卸売販売業(小規模卸)  4 冷暗貯蔵のための設備は、電気またはガス冷蔵庫であること。  5 鍵のかかる貯蔵設備は、スチール等の堅固な材質を用い、固定されもしくは容易に移動することができないものであること。 (6 営業所から分置された場所に医薬品を保管する倉庫(以下「分置倉庫」という。)を設置しようとするときは、分置倉庫が次号に該当する形態であって、当該各号に掲げるすべての要件を満たさなければならないこと。 (1) 発送センターア 単に事務的処理のみを行う場所および発送センターの面積の合計がおおむね100平方メートル(例外的卸売販売業の場合にあっては13.2平方メートル)以上であること。 イ 単に事務的処理のみを行う場所および発送センターが機能的一体性を損なうことなく、営業所管理者による医薬品の保管管理を適切に行うことができること。	4 温度管理が必要な医薬品を取り扱う場合は、冷蔵庫に温度計を備えること。

法令の規定	審査基準	指導基準
(7) 貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されていること。  3 卸売販売業者は、自ら視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有するであるとき、又はその営業所において薬事に関する実務に従事する薬剤師が視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有するときは、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、必要な設備の設置その他	ウ 単に事務的処理のみを行う場所には、医薬品の保管設備がないこと。 エ 単に事務的処理のみを行う場所および発送センターの所在地がいずれも福井県内であり、発送センターの所在地において許可を受けるものであること。 (2) 単なる倉庫(注文のとりまとめ等の営業行為および発送作業(営業所を出発した配送車等に医薬品等を積載する作業を除く。)を行う場合を除く。)ア 営業所および単なる倉庫の面積の合計がおおむね100平方メートル(例外的卸売販売業の場合にあっては13.2平方メートル)以上であること。イ 営業所および単なる倉庫が機能的一体性を損なうことなく、営業所管理者による医薬品の保管管理を適切に行うことができること。ウ 営業所および単なる倉庫の所在地がいずれも福井県内であり、営業所の所在地において許可を受けるものであること。 エ 単なる倉庫は、自己の所有または賃借のものであり、医薬品の保管に関する管理業務を倉庫業者に委託する形態でないこと。	5 薬剤師等が次の障害を有する者に該当する場合 は、障害の内容および程度を勘案した上で、それぞ れ各号に規定する設備を設置すること。 (1) 視覚の障害を有する者 拡大器等 (2) 聴覚もしくは言語障害または音声機能の障害を 有する者 ファクシミリ装置等

法令の規定	審査基準	指導基準
の措置を講じなければならない。(規則第159		
条において準用する第15条)		

#### 2 業務体制要件

法令の規定	審査基準	指導基準
1 卸売販売業者は、営業所ごとに、薬剤師を		1 営業所管理者は、常勤であり、派遣社員でないこと。
置き、その営業所を管理させていること。た		
だし、卸売販売業者が薬剤師の場合であつて、		
自ら営業所を管理するときは、この限りでな		
い。(法第35条第1項)		
2 卸売販売業者が、薬剤師による管理を必要		
としない医薬品として厚生労働省令で定める		
者のみを販売又は授与する場合には、1の規		
定に関わらず、その営業所を管理する者(以		
下「医薬品営業所管理者」という。) は、薬剤		
師又は薬剤師以外の者であって当該医薬品の		
品目に応じて次に定めるものであること。(規		
則第154条)		
(1) 医療の用に供するガス類その他これに類		
する医薬品であつて厚生労働大臣が指定す		
るもの(以下「指定卸売医療用ガス類」と		
いう。) イからニまでのいずれかに該当す		
る者		
イ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等		
以上の学校で、薬学又は化学に関する専		
門の過程を修了した者		
ロ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等		
以上の学校で、薬学又は化学に関する科		
目を修得した後、指定卸売医療用ガス類		
の販売又は授与に関する業務に3年以上		
従事した者		
ハ 指定卸売医療用ガス類の販売又は授与		
に関する業務に5年以上従事した者		
ニ 都道府県知事がイからハまでに掲げる者		
と同等以上の知識経験を有すると認めた者		
(2) 歯科医療の用に供する医薬品であつて厚		

法令の規定	審査基準	指導基準
生労働大臣が指定するもの(以下「指定		
卸売歯科用医薬品」という。) イからニ		
までのいずれかに該当する者		
イ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等		
以上の学校で、薬学、歯学又は化学に関		
する専門の過程を修了した者		
ロ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等		
以上の学校で、薬学又は化学に関する科		
目を修得した後、指定卸売歯科用医薬品		
の販売又は授与に関する業務に3年以上		
従事した者		
ハ 指定卸売歯科用医薬品の販売又は授与		
に関する業務に5年以上従事した者		
ニ 都道府県知事がイからハまでに掲げる		
者と同等以上の知識経験を有すると認め		
た者		
(3) 指定卸売医療用ガス類及び指定卸売歯科		
用医薬品 (1)(2)のいずれにも該当する者		
3 卸売販売業者は、医薬品の販売又は授与の		
業務(医薬品の貯蔵に関する業務を含む。)に		
係る適正な管理(以下「医薬品の適正管理」		
という。)を確保するため、指針の策定、従事		
者に対する研修の実施その他必要な措置を講		
じなければならない。(規則第158条第1項)		
4 3に掲げる卸売販売業者が講じなければな		
らない措置には、次に掲げる事項を含むもの		
とする。(規則第158条第2項)		
(1) 従事者から卸売販売業者への事故報告の		
体制の整備		
(2) 医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入		
ることができる者の特定 (2) 医薬品の済工管理のなりの業務に関する		2 医薬品の適正販売等のための業務に関する手順書
(3) 医薬品の適正管理のための業務に関する		4

法令の規定	審査基準	指導基準
手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施  (4) 医薬品の適正管理のために必要となる情報の取集その他医薬品の適正管理の確保を目的とした改善のための方策の実施	田正公子	には、次の事項を盛り込むべきであること。 (1) 医薬品の譲受時は、納品された製品が正しいこと、目視できるような損傷を受けていないことなどを確認すること。 (2) 偽造医薬品の混入や開封済みの医薬品の返品を防ぐための、返品の際の取扱い。 (3) 貯蔵設備に立ち入ることができる者の範囲と立ち入る際の方法。 (4) 医薬品の譲渡時は、全ての供給品において、規則第158条の4第1号から第6号までに定められた事項(一般用医薬品については第2号および第3号を除く。同条第2項ただし書の規定により同項の確認を行わないこととされた場合には、第6号のうち氏名または名称以外の事項を除く。)等を記載した文書(例えば納品書)を同封すること。 (5) 製造販売業者により医薬品に施された封を開封して販売・授与する場合(調剤の場合を除く。)には、医薬品の容器等に、当該分割販売を行う者の氏名または名称ならびに分割販売を行う者の氏名または名称ならびに分割販売を行う者の氏名または名称ならびに分割販売を行う者の氏名または名称ならびに分割販売を行うとの代名または名称ならびに分割販売を行う来局のの氏名または名称ならびに分割販売を行う薬局の名称および所在地を記載すること。 (6) 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順(仕入れの経緯の確認、販売・輸送の中断、隔離、行政機関への報告等)。 (7) その他、偽造医薬品の流通防止に向け、医薬品の取引状況の継続的な確認や追己点検の実施等。 (8) 購入者等の適切性の確認や返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断等、管理者の責任において行う業務の範囲。 3 手順書は必要に応じて見直しを行うこと。

法令の規定	審査基準	指導基準
1 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業		
務に責任を有する役員を含む。)が、次のイからトまで		
のいずれかに該当するときは、許可を与えないことがで		
きる。(法第34条第4項)		
イ 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、		
取消しの目から3年を経過していない者		
ロ 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消さ		
れ、取消しの日から3年を経過していない者		
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又		
は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過し		
ていない者		
ニ イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、		
麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その		
他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに		
基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から		
2年を経過していない者 ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		
小		
うことができない者として厚生労働省令で定めるも		
プロスがくさない自己して序生力側有下でだめるもの。 の		
(規則第8条)		
精神の機能の障害により卸売販売業者の業務を		
適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思		
疎通を適切に行うことができない者		
ト 卸売販売業者の業務を適切に行うことができる知		
識及び経験を有すると認められない者		

#### 第10 管理者の兼務許可

法令の規定	審査基準	指導基準
法令の規定  1 薬局等の管理者は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事するものであつてはならない。ただし、その薬局の所在地の都道府県知事の許可を受けた時は、この限りでない。(法第7条第4項、第28条第4項、第35条第4項、第39条の2第2項、第40条の6第2項)	1 薬局、店舗販売業または卸売販売業の管理者が、次に掲げる他の薬事に関する実務に従事する場合は、知事の許可を受けたものとみなす。ただし、当該薬局、店舗または営業所の管理者としての義務を遂行するにあたって支障を生ずることがない場合であって、他の薬事に関する実務に従事する施設の所在地が福井県内であること。 (1) 学校保健安全法に基づく学校薬剤師の業務 (2) 公益性がある休日急患診療所の調剤所等において、当該地域の薬剤師会の輪番で調剤に従事する薬剤師の業務 2 サンプル卸の営業所あるいは体外診断用医薬品卸の営業所の管理者が他のサンプル卸または体外診断用医薬品卸の営業所の管理者の管理者の業務を行う場合であって次のすべての要件を満たす場合は、法第35条第4項のただし書の許可を与えるものとすること。 (1) 同一営業者の営業所であること。 (3) 管理者の業務内容ならびに代行者の設置および業務内容等を規定した管理業務要領等が作成され、当該営業所に整備されていること。 (3) 特定品目卸の営業所の管理者が他の特定品目卸の営業所の管理者の業務を行う場合であって次のすべての要件を満たす場合は、法第35条第4項のただし書の許可を与えるものとすること。 (1) 同一営業者の営業所であること。 (1) 同一営業者の営業所であること。	指導基準  1 複数の卸売販売業者が共同で設置した発送センターにおいて、当該複数の営業所に係る管理者を同一人が兼務することは、法第35条第4項で規定する「その営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する」場合には当たらないものであること。  2 兼務する営業所が北陸地方(富山県、石川県および福井県)、東海地方(岐阜県、静岡県、愛知県および三重県)および近畿地方(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県および和歌山県)(以下「隣接地方」という。)の府県内に所在し、可能な限り少数となるよう、管理体制を整備すること。

# 第11 高度管理医療機器等の販売業および貸与業

1 情况以佣女日	12 + + W	<b>☆ ++ ンヤセ</b>
法令の規定	審査基準	指導基準
1 高度管理医療機器販売業等の営業所(以下		
第9において単に「営業所」という。) の構造		
設備が、厚生労働省令で定める基準に適合し		
ないときは、許可を与えないことができる。(法		
第39条第4項)		
2 営業所の構造設備の基準は、次のとおりと		
する。(構規第4条第1項)		
(1) 採光、照明及び換気が適切であり、かつ、		
清潔であること。		
(2) 常時居住する場所及び不潔な場所から明	1 一の建物内に営業所および営業所以外の用に供され	1 住居または屋外等と区別する構造は、ガラス扉ま
確に区別されていること。	る場所がある場合における当該営業所(以下第9にお	たはドア等営業時間中に常時区別できるものとし、
	いて「施設内営業所」という。) は、一般客の通路に使	夜間等の営業時間外に閉めるシャッター以外のもの
	用されないよう、施設内営業所と施設内営業所に隣接	とすること。
	する場所(以下第9において「隣接場所」という。)と	2 施設内営業所と隣接場所(通路等の共用場所を除
	の間を壁の設置、医療機器の陳列設備の配置または床	く。)との間は、壁の設置または医療機器の陳列設
	面に線を引くことその他の方法により明確に区画する	備の配置により区画すること。
	<u>ک</u> ا	
	2 営業所の開店時間外には営業所全体を施錠できる構	3 営業所の開店時間外には、その旨を営業所の入り口
	造であること。ただし、施設内営業所にあって、当該	等に表示する等、容易に判別できるようにすること。
	施設内営業所のみを閉鎖する場合には、当該施設内営	11-20 / D 11 1 1 2 1 - 133 1 C D 30 / 1 - / D D D D
	業所と隣接場所との間をシャッター、パーティション	
	等の設置により、物理的に区別し、進入することがで	
	きないよう、必要な措置が採られていること。	
(3) 取扱品目を衛生的に、かつ、安全に貯蔵	3 取り扱う医療機器を貯蔵または陳列するための専用	
するために必要な設備を有すること。	の保管設備または保管場所を有すること。	
プラにツに近女は以間と行うること。	4 日光により品質に影響を及ぼすおそれのある医療機	
	器を取り扱う場合にあっては、日光を遮断するための	
	設備を有すること。	
	12 12 11 12 12 12 12	4 月 東 英 理 が ツ 亜 わ 屋
	5 冷暗貯蔵の医療機器を取り扱う場合にあっては、冷	4   価及官理が必要な医療機器を取り扱り場合は、行

法令の規定		指導基準
法令の規定 3 2の規定は、医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所については、適用しない。(構規第4条第2項)	審査基準 暗貯蔵のための設備(電気またはガス冷蔵庫に限る。)を有すること。	指導基準蔵庫に温度計を備えること。

法令の規定	審査基準	指導基準
1 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業		
務に責任を有する役員を含む。)が、次のイからトまで		
のいずれかに該当するときは、許可を与えないことができ		
る。(法第39条第5項)		
イ 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、		
取消しの日から3年を経過していない者		
ロ 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消さ		
れ、取消しの日から3年を経過していない者		
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又		
は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過し		
ていない者		
ニ イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、		
麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その		
他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに		
基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から		
2年を経過していない者		
ホー麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		
へ 心身の障害により高度管理医療機器等の販売業者		
又は貸与業者の業務を適正に行うことができない者		
として厚生労働省令で定めるもの (#月間第2条)		
(規則第8条) 精神の機能の障害により高度管理医療機器等の		
販売業者又は貸与業者の業務を適正に行うに当た		
ことができない者		
ト 高度管理医療機器等販売業者又は貸与業者の業		
務を適切に行うことができる知識及び経験を有する		
と認められない者		
C #61-2 24 0.81   1		

# 第12 再生医療等製品の販売業

法令の規定	審査基準	指導基準
法令の規定  1 再生医療等製品販売業の営業所(以下第10において単に「営業所」という。)の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないときは、許可を与えないことができる。(法第40条の5第4項)  2 営業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。(構規第5条の2) (1) 採光、照明及び換気が適切であり、かつ、清潔であること。 (2) 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。	審査基準  1 一の建物内に営業所および営業所以外の用に供される場所がある場合における当該営業所(以下第10において「施設内営業所」という。)は、一般客の通路に使用されないよう、施設内営業所と施設内営業所に隣接する場所(以下第10において「隣接場所」という。)との間を壁の設置、再生医療等製品の陳列設備の配置または床面に線を引くことその他の方法により明確に区画すること。  2 営業所の開店時間外には営業所全体を施錠できる構造であること。ただし、施設内営業所にあって、当該施設内営業所のみを閉鎖する場合には、当該施設内営業所と隣接場所との間をシャッター、パーティション等の設置により、物理的に区別し、進入することができないよう、必要な措置が採られていること。	<ol> <li>住居または屋外等と区別する構造は、ガラス扉ま たはドア等営業時間中に常時区別できるものとし、</li> </ol>
(3) 冷暗貯蔵のための設備を有すること。ただし、冷暗貯蔵が必要な再生医療等製品を取り扱わない場合は、この限りでない。 (4) 取扱品目を衛生的に、かつ、安全に貯蔵	きないよう、必要な措置が採られていること。 3 冷暗貯蔵のための設備は電気またはガス冷蔵庫に限る。 4 取り扱う再生医療等製品を貯蔵または陳列するため	4 冷暗貯蔵のための設備には温度計を備えること。
(4) 取扱品目を開生的に、かつ、女生に灯廠するために必要な設備を有すること。	4 取り扱り再生医療等製品を貯蔵または陳列するための専用の保管設備または保管場所を有すること。 5 日光により品質に影響を及ぼすおそれのある再生医	

法令の規定	審査基準	指導基準
	療等製品を取り扱う場合にあっては、日光を遮断する ための設備を有すること。	

法令の規定	審査基準	指導基準
1 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業	pq dates 1	78 (752)
務に責任を有する役員を含む。)が、次のイからトまで		
のいずれかに該当するときは、許可を与えないことがで		
きる。(法第40条の5第5項)		
イ 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、		
取消しの日から3年を経過していない者		
ロ 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消さ		
れ、取消しの日から3年を経過していない者		
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又		
は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過し		
ていない者		
ニ イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、		
麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その		
他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに		
基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から		
2年を経過していない者		
ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		
へ 心身の障害により再生医療等製品販売業者の業務		
を適正に行うことができない者として厚生労働省令		
で定めるもの		
(規則第8条)		
精神の機能の障害により再生医療等製品販売業		
者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判		
断及び意思疎通を適切に行うことができない者		
ト 再生医療等製品販売業者の業務を適切に行うこと ができる知識及び経験を有すると認められない者		
がくさる知戦及い程駅を有りると認めり4Vない有		

# 第13 配置販売業

#### 1 業務体制要件

法令の規定	審査基準	指導基準
1 薬剤師又は登録販売者が配置することその		
他当該都道府県の区域において医薬品の配置		
販売を行う体制が適切に医薬品を配置販売す		
るために必要な基準として厚生労働省令で定		
めるものに適合しないときは、許可を与えな		
いことができる。(法第30条第3項)		
2 配置販売業の都道府県の区域において医薬		
品の配置販売の業務を行う体制の基準は、次		
に掲げる基準とする。 (体制省令第3条)		
(1) 第一類医薬品を配置販売する配置販売業		
にあつては、第一類医薬品を配置販売する		
時間内は、常時、当該区域において薬剤師		
が勤務していること。		
(2) 第二類医薬品又は第三類医薬品を配置販		
売する時間内は、常時、当該区域において		
薬剤師又は登録販売者が勤務していること。		
(3) 当該区域において、薬剤師及び登録販売		
者が一般用医薬品を配置する勤務時間数の		
1週間の総和が、当該区域における薬剤師		
及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総		
和の2分の1以上であること。		
(4) 第一類医薬品を配置販売する配置販売業		
にあつては、当該区域において第一類医薬		
品の配置販売に従事する薬剤師の週当たり		
勤務時間数の総和が、当該区域において一		
般用医薬品の配置販売に従事する薬剤師及		
び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和		
の2分の1以上であること。		
(5) 法第36条の10第7項において準用する同	1 一般用医薬品の適正配置を確保するための指針には、	

法令の規定	審査基準	指導基準
条第1項、第3項及び第5項の規定による情報の提供その他の一般用医薬品の配置販売の業務に係る適正な管理(以下「一般用医薬品の適正配置」という。)を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられていること。  3 2(5)に掲げる配置販売業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。 (1) 従事者から配置販売業者への事故報告の	次の事項を含むこと。 (1) 一般用医薬品の適正配置を確保するための基本的な考え方に関すること。 (2) 従事者に対する研修の実施に関すること。 (3) 体制省令第3条第2項各号に定める事項に関すること。 2 区域管理者は、一般用医薬品の適正販売等を確保するために必要な指導等を行うこと。	1 区域管理者は、常勤であり、派遣社員でないこと。
体制の整備 (2) 一般用医薬品の適正配置のための業務に 関する手順書の作成及び当該手順書に基づ く業務の実施	3 一般用医薬品の適正配置のための業務に関する手順書には、次の事項を含むこと。 (1) 一般用医薬品の購入に関する事項。 (2) 一般用医薬品の管理に関する事項(医薬品の保管場所、法令により適切な管理が求められている医薬品(毒薬・劇薬、第一類医薬品、指定第二類医薬品等)の管理方法等)。 (3) 一般用医薬品の配置販売の業務に関する事項(購入者等情報の収集、医薬品の情報提供方法等)。 (4) 一般用医薬品情報の取扱い(安全性・副作用情報の収集、管理、提供等)に関する事項。 (5) 事故発生時の対応に関する事項(事故報告の体制の整備、事故事例の収集の範囲、事故後対応等)。 (6) 従事者に対する研修の実施に関する事項。 なお、従事者に対する研修は、配置販売業者が自ら実施するほか、配置販売業者が委託する配置販売業に関する団体等(当該店舗販売業者または当該団体等が委託する研修の実績を有する団体等を含む。)が実施する研修を充てることができること。	2 第一類医薬品を販売等する場合には、登録販売者または一般従事者が情報提供を行うことがないよう、登録販売者または一般従事者から薬剤師への伝達の体制およびその方法を手順書に記載すること。 3 第二類医薬品または第三類医薬品を販売等する場合には、一般従事者が情報提供を行うことがないよう、一般従事者から薬剤師または登録販売者への伝達の体制およびその方法を手順書に記載すること。 4 一般用医薬品の適正配置のための業務に関する手順書には、次の事項を盛り込むべきであること。 (1) 医薬品の譲受時は、納品された製品が正しいこと、目視できるような損傷を受けていないことなどを確認すること。 (2) 偽造医薬品の混入や開封済みの医薬品の返品を防ぐための、返品の際の取扱い。 (3) 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順(仕入れの経緯の確認、販売・輸送の中断、隔離、行政機関への報告等)。 (4) その他、偽造医薬品の流通防止に向け、医薬品

法令の規定	審査基準	指導基準
(3) 一般用医薬品の適正配置のために必要となる情報の収集その他一般用医薬品の適正配置の確保を目的とした改善のための方策の実施	jili shake Calus 1 °	の取引状況の継続的な確認や自己点検の実施等。 (5) 購入者等の適切性の確認や返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断等、管理者の責任において行う業務の範囲。 5 手順書は必要に応じて見直しを行うこと。

法令の規定	審査基準	指導基準
1 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業		
務に責任を有する役員を含む。)が、次のイからトまで		
のいずれかに該当するときは、許可を与えないことがで		
きる。(法第30条第4項)		
イ 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、		
取消しの日から3年を経過していない者		
ロ 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消さ		
れ、取消しの日から3年を経過していない者		
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又		
は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過し		
ていない者		
ニ イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、		
麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その		
他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに		
基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から		
2年を経過していない者		
ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		
へ 心身の障害により配置販売業者の業務を適正に行		
うことができない者として厚生労働省令で定めるも		
0		
(規則第8条)		
精神の機能の障害により配置販売業者の業務を		
適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思		
疎通を適切に行うことができない者		
ト配置販売業者の業務を適切に行うことができる知識などによります。		
識及び経験を有すると認められない者		

#### 附則

本基準は、平成26年6月12日から適用する。 本基準は、平成26年11月25日から適用する。 本基準は、平成27年4月10日から適用する。 本基準は、平成30年3月15日から適用する。ただし、法令の改正に伴う基準については、該当する法令の施行日から適用することとする。 本基準は、平成31年4月1日から適用する。 本基準は、令和3年8月1日から適用する。